

第6章

南アフリカにおける和解政策後の社会統合

——移民排斥問題とカラード・アイデンティティ・ポリティクスの台頭——

阿部 利洋

要約：和解を掲げた政策が実施された後、南アフリカの社会統合はどのような状態にあるのか。この問いを検討するにあたって本論が取り上げる具体的な参照対象は、2008年の外国人排斥暴動と、カラードによるアイデンティティおよび権利主張の運動である。また、和解政策は社会経済的資源の再配分を伴わない点から批判されたが、その代わりにどのような政策がその役割を担っていたのか、そこにどのような特徴が見いだされるのか、注目する。この過程を通じて、「和解政策とは別に行われた資源再配分政策が、和解政策に示される社会統合の理念を希薄化する形で、再配分の適格者とそれ以外という思考を強化した結果、他者とみなされる社会集団を排斥する動きが強まった」とする推論を行った。

キーワード：社会統合 アファーマティブ・アクション ゼノフォビア カラード 適格(者)

第1節 南アフリカ政府が採用した和解政策

南アフリカはアパルトヘイトをめぐる紛争の後に、過去の対立と犠牲に関して、裁判、放置いずれの選択も排し、真実と和解を理念として掲げる公的機関(真実和解委員会=TRC)を設置することで対処した。TRC活動の主要な要素は、加害者側・被害者側双方からの広範な証言聴取と、そこから選別されたケースについて公聴会を開催すること、加害者の特赦判定、補償政策を提言すること、報告書作成、であった。1995年に施行された国民統一和解促進法にもとづき、1996年4月から全国各地で公聴会を開催したTRCは、22,000名の被害者から証言を聴取し、7100名の加害者から特赦申請を受け付け、1998年に中間報告書を公刊した。加害者の審査に関する活動は2000年まで続けられ、報告書最終巻が公刊され

たのは 2003 年である¹。

この活動は被害者のニーズを取り込み、被害者のエンパワーメントを考慮する政策であるとして肯定的に評価される一方で、紛争を通じて拡大・維持・悪化した経済的格差の是正を扱わないものとして批判されもした。また、TRC がその「真実と和解」の対象としたのは、1960 年から 1994 年の間に生じた人権侵害であるが、その規定にもかかわらず、古い出来事は証人や証拠を欠いていたり、そもそも人権侵害の規定に収められなかったさまざまな犠牲があったり、というような点により、必ずしもアパルトヘイト時代の加害と被害の関係、あるいは制度的な不正の実態を十分に取り上げられなかった、とする批判も提起されてきた。TRC は機関・資金・人員いずれにおいても限定された組織であり、それが当該社会の根本的な問題を網羅すべきという発想は非現実的なものではあるが、いわゆる紛争経済の問題に関連する、紛争後社会における社会資源の再配分に関しては、また別の政策（アフーマティブ・アクション政策）によって対処されていた。

紛争後社会を再建・再編する際の方向性として、和解と社会統合を優先させるか、正義の確立——紛争（による被害）の責任の所在を画定し、経済格差を是正する——から始めるか、対照的な選択肢がある。旧ユーゴやカンボジアで見られるような、国際法廷の設置により責任者の処罰を行う（しかし被害者補償は実質的には行わない）形の正義の追求がある一方で、南アフリカの場合、まずは和解を掲げ、紛争時の加害責任を社会資源の再配分（という正義）とは結びつけず、それとは別に、アフーマティブ・アクションという枠組みを用い、被害者カテゴリーに該当する人々への実質的な補償政策を行った、と整理できる。

本報告は、上記のような南アフリカ社会の事例を対象として、紛争後社会における和解政策の帰趨、つまりは社会統合の状況が、それ以外のどのような政策または出来事と、どのような相互作用のなかで現れるものであるのか、推論することを目的とする。

第 2 節 ポスト・アパルトヘイト、ポスト TRC の社会背景

TRC が活動を終了した南アフリカでは、その理念であった国民和解、社会統合の状況はどのように進展しているのだろうか。この点については、政権政党である ANC の政策は、現在にいたるまである種の分裂をはらんでいる、とする見方が提起されている。言い換えれば、「南アフリカ人アイデンティティ」のもとに社会統合を図る企てと、人種・民族カテゴリーの存続を前提とするアイデンティティ・ポリティクスの緊張関係を引きずったまま来ている、ということである。そこでは、次に見るような、社会経済的資源の再配分を行

¹ TRC 活動の具体的な記述については、阿部 [2003, 2007, 2008]。

うアフーマティブ・アクション政策を考慮する必要が指摘されるのである。

「ANCが推進したような「近代的な」民主主義的な市民観（注：とそれに基づく社会統合政策）は、マンガストゥ・ブテレジやその他のホームランド政治家たちが抱いていた「部族的な」視点（注：エスノセントリズムに基づいて人種協調の統合政策に反対する）を取り込もうとしたが、その一方で、人種間の格差と不平等を是正しようとする政策（注：アフーマティブ・アクションや **Black Economic Empowerment=BEE**）はエンタイトルメント（**entitlement**: 特定の権利ないしは社会経済的資源へのアクセス可能性をめぐる適格者・有資格者）の問題を引き起こした」（Worby et al. [2008: 10]）。

ただし、こうした分裂状況については、必ずしも、1994年以降、あるいはTRC以降、一貫した傾向であった、とされるわけでもない。ANC体制内部および政策上の変化について、マンデラ政権とムベキ政権のギャップを読み取る論者もある。

「マンデラ時代（1994－1999年）には、社会秩序を語る際に、国民性、統合、人種間の調和、和解といった新しい語彙が登場し、南アは「虹の国 rainbow nation」と表現された」一方で、「ムベキ時代（1999年以降）は「人種への回帰 return to race」によって特徴づけられる」（Harris [2004: 3]）。

マンデラ政権はTRCに代表されるような人種協調の方向性を強く打ち出し、平和的な体制移行を確実にするために人種的な格差の是正、社会経済的な資源の再配分をめぐる問題は前面に出さなかったが、ムベキ政権は、アパルトヘイトに起因する経済的な不平等に直截的に取り組まなければならなかった。それに伴い、体制移行期には後景にひいていた人種的帰属と結びつく利害の言説が前景化してきた、ということである（*ibid.*）。

移民政策・移民排斥問題を研究してきたランダウは、近年、政権トップが社会的紐帯（*social cohesion*）という用語を強調するようになった点に注目している（Landau et al. [2011: 43]）。2009年に公表された政府の報告書、『15年を振り返って』（*Towards a Fifteen Years Review*）²では、社会的紐帯の必要性があらためて訴えられた。その用語の具体的な定義は示されていないものの、さまざまな社会問題を望ましい方向へ変化させる能力を指示する表現だとされ、経済的格差の是正とともに、外国人移民に対する偏見と不寛容、コミュニティ同士、あるいはコミュニティ内部の緊張を緩和させることで、犯罪を軽減させ、社会を安定化させることが期待されている。2011年11月に提出された政府系シンクタンクのレポートでも次のように言及されている。「社会的紐帯という用語が、開発、政府計画、学術会議、メディア討論それに議会公聴会といった場で頻出するようになってきた。南アフリカ人の多くが過去の人種的断絶の負の遺産が残存しており……沸点の近くでふつふつと音を立てる断絶と偏見が、政治・経済・人口学的なひずみが悪化することで再び爆発することにならないか、と不安に思っているのだ」（Struwig et al. [2011: 10]）。

² <http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=89475>

第3節 「他者」の前景化1——移民問題（南アフリカ外部のアフリカ人）——

アパルトヘイト体制末期の政治暴力を経て誕生したネルソン・マンデラ政権は「虹の国」という理念を掲げ、人種協調の社会を構築することを明言した。マンデラの後を継いだターボ・ムベキ大統領は「アフリカン・ルネッサンス」のスローガン³を唱え、「アフリカのなかの南アフリカ」をアピールした⁴。しかし、ウォービーらは、そうした南アの政治的理念や道徳的先進性は、実際のところ多くの市民に浸透していなかったことが、2008年5月の暴動で明らかになった、と言う（Worby et al. [2008: 14]）。ジョニー・スタインバーグは「虹の終わり」と題するエッセイで、「ジョハネスバーグ都心部はアフリカ大陸の中でももっともコスモポリタンな場所で、新たなアフリカのアイデンティティはそうしたストリートから現れるものだと夢見る者も多かった。少なくとも5月の暴動は、そうした若い国家の無邪気さの終わりを告げたのだ」（*The Guardian*, 4 Oct 2008）と記した。

1. 2008年5月のゼノフォビア事件

では、ポスト・アパルトヘイト、さらにはポスト TRC の社会統合を否定的に評価させるほどの外国人排斥事件とは、どういうものであったのか。

2008年5月11日に、ジョハネスバーグ市アレクサンドラ（Alexandra）地区で生じた外国人を対象とする暴力事件は、その後各地へ飛び火する形で規模を拡大し、同月26日に安全保安省が「収束宣言」を出すまでに、62名が殺害され（そのうち21名は南アフリカ人）、342の店が略奪、213の店が焼失の被害にあった。逮捕者は1384名である（資料参照）。ゼノフォビア事件は、1994年以降散発的に生じていたが、犠牲者の規模が大きく、一定期間に集中して生じた事件としては、これが突出している（Misago et al. [2009: 1]）。

この出来事に関しては、被害の規模のみならず、こうした事件が生じた背景、悪化した条件、その事件が南ア社会で共有される仕方、といった側面からさまざまな分析が行われており、そのそれぞれが、紛争後社会における社会統合という課題に対して、従来あまり表立って取りざたされなかったものの、否定的な水脈を形成してきた実態を明るみに出すものとして、ゼノフォビア事件とつなげて議論されたのである。

まずは、事件がどのように——たとえば事件が生じなかった地域、あるいはその後「伝

³ アイデンティティを、まずアフリカ人であることに求め、南アフリカ人であることが2番目に来る、パンアフリカニズム的な表現（Worby et al. [2008: 14]）。

⁴ 人権や紛争、政治体制に関するアフリカ大陸の否定的な状況を改善し、「アフリカ人の運命をみずからの手に奪還」するために、自律的で成長力のある経済を南アが牽引していく必要がある、とするビジョンが掲げられている（平野 [2009: 164]）。

播」することになる地域の住民に——情報として共有されたのか、跡づける研究が行われている。簡単に言えば、外国人襲撃事件が特定地域で生じた当初、一部メディアは、そうした犯罪行為を間接的に正当化させるような報道を行っていたのではないかと批判的に考察されるのである。たとえば、ここ数年で国内最大の日刊紙となった *Daily Sun*（発刊部数公称 50 万、労働者階級を主たる読者層として想定）は、次のような報道傾向が指摘された。

「2008 年 5 月の暴力が始まった最初の週、この新聞の報道は、繰り返し用いられる「alien」によって特徴づけられた。(…) 暴力は「よそ者との戦争」という見出しとともに描かれた（5 月 13 日および 14 日付）。(…) 4 日目になって事態の真の理由を考察し始めた同紙は、決まり文句の「高い失業率、住宅供給にまつわる汚職、政府による不十分な移民政策」を挙げた。けれども、殺害や略奪に対する批判をまったく書かずにそうしたことだけ並べるのは、逆にみれば、南アフリカ人が外国人を嫌悪する（注：妥当な）理由があるのだ、という意見を代弁するものになった」（Harver [2008:162-3]）。

添付資料の表に見られるように、一連の事件は、まずジョハネスバーグ地域で生じ、それが 2 週間ほどの間に、国内各地へ飛び火していった。事態が悪化し、他地域へ伝播していく過程に対して、南ア国内のメディアによる「偏向した」報道が関与していた、とする見方は（Misago et al. [2009: 32]）にも示されている。

また、襲撃や暴動を防ぎ、鎮圧する役割を警察が十分に果たしたのかどうか、という点も検証されることになった。ヴィッツワータースラント大学のゼノフォビア調査に関わったモンソンとミサゴは、警察の不作为に関する証言を複数聴取した（Monson and Misago [2009: 27-28]）。たとえば一連の事件の起点となったジョハネスバーグのアレクサンドラ地区では、襲撃の直前にもたれた地区の会合において襲撃の準備が行われていた——どのホステルと小屋を襲撃するか、決定した——ことに警察は気づいており、また、脅迫的なアピールが同地区で行われていた際にも警察は防止策をとらず、放置していた。彼らが同地区において事件後に行ったグループ・インタビューでは、参加者の一人は、警察のそうした対応が、間接的に襲撃を承認するものだとローカルに受け止められた、と証言した。別の参加者は、襲撃の際に居合わせた警官は、事態を傍観するのみで、そのことが加害行為に対する暗黙の承認だと受け止められた、と説明している。これは、アパートヘイト時の警察が、「ブラック・オン・ブラック」と呼ばれる黒人同士の政治抗争を傍観し、ときには一方を裏で支援する形で関与し、あるいは扇動してきた手法と同じものだといえる。なかには、「警察の人数が襲撃者の人数を大幅に下回っていたために鎮圧できなかったのだろう」とする意見がある一方で、略奪行為に加担していた警官を目撃したとする証言もある。

さらに、警察を含む治安・司法当局の事件後の対応によって、事態がさらに悪化した可能性も指摘されている。たとえばイティレレン（Itireleng）では、11 名の容疑者が逮捕されたが、1 週間ほどの拘禁の後、公判が開かれた日に、地域住民が抗議デモを組織し、裁

判所へ行進し、容疑者の解放を要求した。裁判所は、「さらなる捜査が行われるまで、告訴は部分的に棄却される」と決定した。

「今後捜査が行われる見込みはない。(…)「こうした活動家連中が罪に問われず帰ってくるなんて公正でない上に、ばかげている。これでは外国人を襲ってよい、というサインが公式に出されているようなものだ」(注：住民のコメント)」(Misago et al. [2009: 34])。

さらに、この釈放劇には、ローカル議員の共犯的なアドバイスがあったことも指摘されており、そこでは、抗議グループのメンバーは「個人ではなくグループで警察に抗議すれば、容疑者の釈放要求に、警察も従うだろう」と指示されていた(Monson and Misago [2009: 29])。

こうした事実に注目したヴィッツワータースラント大のグループは、「ゼノフォビアと、ゼノフォビアを掲げた襲撃事件は分けて考えるべき」と結論づける報告書を公表し(Misago et al. [2009: 7-11])、ステレンボッシュ大のグループも「マクロな要因を指摘しても、暴動それ自体の理由の説明にはならない」とした(Bekker [2008: 23])。そこでは、事件発生の直接の原因を考えるには、「なぜ南アフリカ人は外国人を嫌うか」や「どういう条件(貧困状況や不十分な行政サービス)が事件を準備するか」ではなく、何が事件の(直接の)引き金となったか、を検証する必要がある、とされている。貧困や格差といった社会構造的な要因よりも、むしろアパルトヘイト時代の闘争の環境⁵が、暴力事件にいたる今日の思考や行動形態に影響を及ぼしている、という考察もなされている。

「従来、ゼノフォビアの要因として、政治家の排他的発言、国境管理の失敗、物価上昇などが言われてきたが、それらは緊張を増加させる説明にはなっても、なぜその場所で事件が起こり、他の場所では起きなかったのか、を説明しない。事件を調べることで分かるのは、事件の起きた場所ではどこでも、ローカル政治の影響やローカルグループの主導・扇動があったということである」(Misago et al. [2009: 2, 40])。

この分析においては、「誰が、どのように住民を動員したか/住民の不穏な動きを放置したか」という観点から事件が説明され、ミクロレベルでの意思決定者の役割が重視されている。この立場に従うならば、事件それ自体を社会的な排他主義の帰結と捉える見方はとらないことになるが、事件にいたった背景としては、社会の各所における排他主義が、依然として認識されるのである。

こうした、「ローカル行政組織や警察が無力であることが、インフォーマルな排他的集団を管理できない状態につながる」という視点は、アパルトヘイト時代の負の遺産と重ねて論じられる。

「強力な反体制勢力が残存しているところでは、ローカル行政組織は権力を行使し、法の支配を維持するのが難しい現状がある。たとえばアレクサンドラのセクター2 ではこれ

⁵ ストリート・ジャスティスの行為。ある地域における異分子をあぶりだし、暴行を加える(Misago et al. [2009: 12])。

が明らかで、以前のANC議員はIFP勢力が強力な地域にはまったく権限を行使できず、インドゥナスindunas⁶と呼ばれる自警団的組織が仕切っていた。地元の警察でさえ、インドゥナスがその地域をコントロールしていることを認めている。(…) イティレレンでは、インド人のANC議員は、住民の100%が黒人であるインフォーマル居住地域ではまったく正当性をもたない(注:裕福なインド系住民が集住するLandiumラウディウムの外れに、スクワッター・キャンプであるイティレレンが位置している)。こうした政治的リーダーシップの空白が、暴力行為を助長することになっている」(Misago et al. [2009: 44])。

ローカル議員(区議員)は、住民として立候補し、直接得票した当選者と、有権者が各政党に投票する比例代表制による当選者とで成り立っている。比例代表制で議員になる者は、必ずしもその地域に住んでいるわけではなく、上記のような現実がうまれたりもする。また、上記の引用文に示されるのは、アパルトヘイト時代から続く対立と地元主義があり、それがポスト・アパルトヘイトのローカル政治の機能不全に乗じて、問題を引き起こしている、という実態である⁷。

2. ポスト・アパルトヘイト期における移民への対応——フォーマルなもの(政策)とインフォーマルなもの——

2008年5月の事件は、南ア社会に広がるゼノフォビアの感情、また移民に関する公的機関の不十分な対応に注目を集める大きなきっかけとなったが、1994年以降の南アフリカ社会が、どのように移民増加現象に対応してきたのか、以下、フォーマルな対応として移民政策、インフォーマルな対応としてメディアの論調、政治家による不適切な発言、警察や移民局職員など公的機関職員による職権濫用等の事例を具体的に紹介する。

(1) フォーマルなもの——移民政策——

アパルトヘイト体制末期に制定された1991年外国人管理法(The 1991 Aliens Control Act)は、「1993年の暫定憲法および1996年の憲法と矛盾する、と各方面からの批判を受けつつも、2002年まで運用された(Kabwe-Segatti [2006: 35])。その第55節には、「いかなる裁判所も、大臣、部局、入管職員、あるいは船長の処分、行為、命令、令状に対して介入、取り消し、差し止め、審査の司法的権限を有さない」、とある。身分証を持たない移民は基本的権利を剥奪され、拘禁期間、国外退去の条件については、移民局、警察、軍の裁量に

⁶ 都市における単身労働者居住地域をコントロールするズルー人のローカル指導者(Monson [2010: 54])。

⁷ これもまた、「和解政策がナショナリズムを促進し、それに伴い排外主義が進展した」という見立てに対する反証となっている。排外主義は、ローカルのレベルで、ある場所や資源の再配分に関する具体的な場面において、「誰が本当の割り当て者なのか」という思考の下、行動に移されている。

任された。とりわけ第47節の「公共の秩序」という概念は、憲法で保証される基本的権利を、身分証を持たない移民に対して大幅に制限させることを可能にしたことが指摘されている (Kabwe-Segatti [2006: 44-45])。

また、カブウェーセガティは、政策文書、制度、政治家による公式の場での発言等を総合すると、アパルトヘイト後の政府は、移民の身分を認定する際に、より短期の滞在者を優先させる傾向があると指摘する (Kabwe-Segatti [2006: 47-48])。永住権の認定はアフリカ人エリートに限られており、1991年以前の移民は4分の3が永住権獲得者だったのに対し、1991年以降の移民は、ほとんどが一時滞在証しか出されていない、と言うのである。そして、ポスト・アパルトヘイトの移民政策は「1994年にANC政府が誕生したとき、移民に対してより寛容かつ積極的な政策を採るものと期待されていたが、実際にはそうならなかった」とまとめられる。

体制転換直後の移民対応としては、たとえば1996年初頭にビザ延長をしていないドイツ、イギリス、アメリカ国籍の不法滞在者は26000名であったが、1995年の時点で、それら3カ国の人間のうち、国外退去を命じられたのは49名だけであった、というものがある (Valji [2003: 4-5])。ここには、移民政策の運用に関しては、依然としてアパルトヘイト時代の名残が見て取られ、また、後のアフリカ人移民に対するゼノフォビアにつながる下地を形成する側面が見出せる。

2000年代に入ると、2002年にImmigration Act of 2002が制定、2004年に法修正 (Amendment to the Act in 2004)が行われたのに伴い、内務大臣がブテレジからノシビウエ・マピサ-ガクラ Nosiviwe Mapisa-Ngakulaに代わり、政府は「スキルをもつ移民を呼び込む」方向性で、移民政策に対して、以前よりは積極的に取り組むようになった (Ellis [2006: 28-29])。2002年の移民法には「政府と市民社会のいずれにおいても、ゼノフォビアは予防・対処されねばならない」という表現を含む条項が設けられたが、あくまで形式的なものにすぎない、という反応も寄せられていた (Hopson [2009: 7])。その批判は、2008年5月の事件によって現実のものとなってしまった。

南アフリカ社会におけるフォーマルな移民対応全般を考察するにあたっては、スカーレット・コルネリッセンが、migration regime という概念を用いている。migration regime とは「体制に参加している政治的アクターたちに対して、共通の価値観、規範、ゴール、さらにはアクター間の協力関係を形成する組織的な取り決めが、人々の移動に関して公式に表明される仕方」であると規定される。そして、南(部)アフリカの migration regime は、現在のところ、経済的な協力・統合関係をめざす方向性と国家主権にもとづき移民を制限する方向性に分裂しており (Cornelissen [2009: 347])、その運用の実態としては、不法のみならず合法移民も制限する方向に動いていることが指摘されるのである (Cornelissen [2009: 356])。

(2) インフォーマルな差別

上記の migration regime という考え方を、さまざまな社会構成員が公的な場で表明する言説のレベルにまで拡大するならば、以下に見るようなインフォーマルな差別が取り上げられる必要が生じる。カブウェーセガティが言うように、「ゼノフォビックで、公の場で示された外国人に対する敵意は、さまざまなローカル組織の代表者から政治家の扇動的なスピーチ、バランスを欠いた治安に関する広範な議論、それによる入管職員の厳格な対応を要請するもの、といったレベルにまたがっている」のであり、「こうした特徴が、1994 年から 2003 年の時期における（注：南アフリカ・ローカルによる）移民への対応の典型だった」と考えられるからである（Kabwe-Segatti [2006: 68]）。

たとえば、元内務省大臣のブテレジは、反移民的な言辞を繰り返し表明していた。1997 年には「南アフリカは SADC のイデオロギーという新たな脅威に直面している。それは、人は自由に移動でき、自由に商売でき、住むところと働くところを自由に選べるというものだ。人の自由な移動は、わが国にとっては災害を意味する」と発言した（Misago et al. [2009: 16]）。ブテレジは 1998 年 2 月にも、社会的コストの面から不法移民について発言している。

「すでに余裕のないわが国の社会経済的資源は、250 万とも 500 万とも言われる不法移民⁸によって、ますます苦しくなる。もし、不法移民一人当たり 1000 ラント／年の社会的インフラに関するコストがかかるとすれば、全体で何億ラントも支出することになるのは明らかだ」（Crush and Williams [2001: 1]）。

また、内務省長官（1999－2002 年）と諜報局長官（2005－6 年）を務めたビリー・マセトラ Billy Masetlha は 2002 年に「南アフリカにいる外国人の 90% は、市民権のであれ移民のであれ、ニセの書類で滞在し、他の犯罪に関与している。犯罪捜査に苦勞するなら、こうした犯罪者を書類不備でつかまえて国外追放に処すほうが手っ取り早い」（Misago et al. [2009: 16]）と言ひ、物議をかもした。

こうした（政治家らによる）移民に対する排他的な言説には表現上の特徴として、洪水、水浸し、しみこむ、侵入する、といった比喩の多用が挙げられる。そして、移民は災害を引き起こす、ゆえに阻止しないとイケないと論じられる傾向がある。元防衛大臣のジョー・モディセ Joe Modise は、「もしわれわれが不法移民の流入と国民に対する脅威に対処しなければ、触れば死亡するフェンスを張り巡らさなければならない時がやってくる」と発言

⁸ 移民の数に関する言明はそれ自体が政治的なメッセージを含むものとなる。たとえば元警察長官であったセレビ Selebi は 2002 年に不法移民は 800 万人に達していると発言した（Palmary [2002: 3]）。ただし、どれだけの不法移民がいるのか推測する方法論としてしばしば用いられる本国送還者数は、送還された者がまた入国することを繰り返すことも多いため、そこから実数を推測するのは現実的とはいえない。むしろ、そのように実数のつかめない不法移民というカテゴリーに対する人々の感情は、操作の対象となってしまう（Valji [2003: 3]）。

した (Haupt [2010: 93])。

こうした傾向は、特定政党に限定されるものというより、野党も含めた多くの政治家が同様に示している点に注意を促す論者もある。それは外国人に対する敵意を選挙に利用とする戦略としてあらわれ、たとえば 1999 年の選挙前には、新国民党の一人は「RDP プログラム向けの内務省の予算から 1000 万兰特も (注: 移民らに) 費やすのはよくない。むしろ彼らは南アフリカ人から職を奪っている」(Croucher [1998: 651])⁹とアピールしたが、それは上記のブテレジ (IFP) やマセトラ (ANC) の立場と同じものであることが分かるだろう。

もともと、移民に対する否定的な表現を繰り返すのは政治家だけでない。研究者からは、むしろ南ア国内メディアの姿勢がしばしば批判されてきた。そこでは、移民に関する記事が掲載されるとき、お決まりのコメントとして「移民が仕事を奪う」、「移民のほとんどが不法滞在」、「仕事を求めて押し寄せる」、「外国人は容認できないレベルでインフォーマル・セクターに食い込むので、膨大な南ア人失業者の生計を奪っている」(The Star, 21 July 1997) というフレーズが繰り返されることになる。「こうした状況では、恐れとゼノフォビアが人々の言説のなかで主要なものになっていくのは驚くことではない」(Neocosmos [2008: 589-590]) と論評されるとき、「メディアによる否定的な移民の表現が受け手によるゼノフォビク言動に直接つながる」、という形の批判ではないにせよ、移民に対する見方や考え方に影響を与えるという「アジェンダ・セッティング」の否定的な効果が想定されているのである。

マワザとクラッシュ Mawadza and Crush は、ローカル新聞メディアから、移民に対する否定的な表現パターンを次のように列挙している。

「(注: alien を用いた新聞の見出しとして以下) SA Authorities Confirm Wave of Illegal Zim Aliens (Mail and Guardian, 30 January 2006) ; Plan for Flood of Zim Aliens (The Citizen, 25 July 2006) ; Zim Aliens Still Flow In (News 24, 30 January 2006) (…)(注: 同様にして dangerous water) Illegals Flood Across River as Limpopo Subsides (The Star, 18 August 2000) ; The Unstoppable Tide (Mail and Guardian, 3 October 2003) ; Zimbabweans Pouring into SA (Mail and Guardian, 30 January 2006) (…): 「日々何百人ものジンバブエ人が南アに集まってくることの影響を懸念する声が、保健省より繰り返しがあっている。患者数の増加に伴い、病院に負担がかかっている (The Citizen, 25 July 2006)」; 「外国人が私たちの権利を盗んでいる: ジンバブエとの国境の町に暮らす Musina は、南アフリカの身分証を偽装する不法移民らに、身分が乗っ取られたと思っている。また、ジンバブエ人のなかには、貧しい南アフリカ人のための RDP 住居を入手したり、子ども手当を不当に請求する者もいる (The Star, 6 February 2006)」(Mawadza and Crush [2010: 365, 369, 371])。

⁹ 具体的な根拠を欠く、扇動的な発言をすべての党が行っていることが報告されている (Human Rights Watch [1998])。

他方、先述の migration regime を構成する体制側の関係者のうち、移民（・難民）に直接対応することになる内務省職員と警察官については、次のように報告される。

まずは、内務省の職権濫用である。

「(注：内務省は、難民認定の手続きが遅く、そのため、彼らは長期間、学校、病院、住居、その他の公共サービスから締め出されることになる…) しかし制度的には、難民がこうむった不当な対応を報告する機関はない。(…) 難民の側は、内務省が手続きに時間をかけることには理由があり、ひとつは「南アフリカは難民を国外追放にすることができないが、他方で市民権・労働許可証も与えないことで、南アフリカ人雇用者による最低賃金での搾取を可能にする」という見方、もうひとつは「難民申請者が繰り返し確認にくるので、そこで賄賂を要求することができる」という見方をひろく共有している」(Palmary [2002: 7-9])。

賄賂や非効率的な行政サービスのほかに、法的知識の欠如も指摘されており、たとえば、ケープタウンの不法居住者取り締まり課 (vagrancy unit) の職員らは、「外国人は市内で商売をすることを認められていない」、という考えを共有していたが、それによって「難民カテゴリーに属する者が南アのどこでも働く権利を認められている」ことに対する無知が明らかになった (Palmary [2002: 10])。

また、警察による職権濫用のパターンにうかがえるのは、コミュニティ・ポリシング政策の実施等、南ア・ローカルとの関係改善をめざす警察政策が実施されてきてなお、外国人移民に対しては、アパルトヘイト時代を髣髴とさせるような行為が広範に行われている実態である。「有効な身分証を破棄する、反論した者を逮捕する、必要な手続きをとらない、暴行を加える、賄賂を要求する」(Harris [2004: 38] , Neocosmos [2008: 588]) といった行為は、ときとして、南アフリカ人に対しても向けられることになる。

「肌がより黒い (注：あるいはコーサやズールーといった南アの主要なアフリカ言語の会話能力) などの適当な基準にしたがって取り締まりが行われるので、1996 年から 1999 年の間に不法移民であるとして逮捕された者の 25% が、身分証を所持していなかった、あるいはその身分証を信用しない警察官に破り捨てられてしまった南アフリカ人であったとも推測されている」(Valji [2003: 5])。

ここに見られるのは、アパルトヘイト時代から改善されない警察による不当な活動の実態であると同時に、外国人という「他者」認定の基準があいまいであり、後述するように、そこに南ア黒人社会内部のエスニックな序列階梯や勢力関係が反映する余地をもっている、ということである。外国人というカテゴリーは、よそ者や他者の意味として把握され、取締りの現場において恣意的 (マッチポンプ的に) に活用される——捕まった者が外国人なのだ、そして、捕まった者には外国人が多く含まれている——一方で、そのカテゴリーは、それに該当する人々の現実を反映することなく、取締りをする側に都合よい場所に留め置かれるのである。後者の理解に対応する意識調査データは、次のように示される。

「2006年の調査では、警察官の87%は「ジョハネスバーグにいる身分証のない移民は犯罪に手を染めている」と回答し、78%強が「外国人は移民の身分／状態に関わらず、多くの犯罪の要因になる」と信じていた」(Misago et al. [2009: 17])。このデータについては、たとえば「1998年に逮捕された刑事犯のうち、98%が南アフリカ人、外国人は1%強」(Harris [2001])であった事実と比べることで、偏向の度合いをうかがうことができる。そして、こうした偏向した視点が、警察や移民局職員のみならず、移民に関連する調査では、つねに一般市民から頻出するコメントにも見て取れる、と指摘されるのである。ミサゴらは、「証拠のない言説はしばしば思い込みを強化する」とする社会学的な観点が、どのような言説を構成することになるのか、示している。次に見る、ある住民のコメントはその典型的な例であるという。「彼らのほとんどはフェンスをくぐってやってくる。通常の手続きをとらない。こうした連中の記録や指紋はプレトリア（政府）にはない。彼らはケーブルや何やらを盗むけど、誰も彼らがやったといえない。プレトリアに記録がないので証拠を見つけられないわけだ」(Misago et al. [2009: 18])。思い込みを強化するのに寄与するのが、ある種のステレオタイプ、または「キャラクター化」とでもいうべき説明の仕方である。「犯罪の95%は外国人によるものだ(…)ナイジェリア人は薬物犯罪とある種の「荒っぽさ」、モザンビーク人は武器の使用に長けていて殺人に対して「無感覚」、ジンバブエ人は強盗、といったステレオタイプに結びつけられる」(Haupt [2010: 133])。

そして、こうしたステレオタイプ、思い込み、うわさ等に示される外国人差別意識は、教育や年収に関係なく、南アフリカ人にまんべんなく共有されている、とされるのである。

「人種、教育程度、収入に関わりなく、外国人に対する南アフリカ人の印象は似通っている(…)さらに、CSVR (=Centre for Study of Violence and Reconciliation) の調査では85%の市民が、身分の不確定な移民は言論および移動の自由はない、と感じており、60-65%が警察の保護や公共サービスは彼らに提供されるべきでない、と考えている」(Valji [2003: 3])。南アフリカ人は英語が使えるのに、外国人には使わない、それによって「峻別と隔離」を行っている (Haupt [2010: 109])、という移民の側からの不満が報告されるとき、それは大学や企業といった場よりも、むしろコミュニティやストリートといったレベルで遂行されている現実を想像することができる。

南ア人は次のように移民を批判する。

「すべての国民は自分たちの運命に責任があり、たとえばジンバブエという国が国民に機会を与えないことは、南アフリカの安定から彼らが利得を得てよいという結論を与えるものではない。南アフリカ人にはマンデラが自由を与えたのだから、ジンバブエ人も彼ら自身で自由を勝ち取らねばならない」。

しかし、移民の側は次のように南ア人を批判する。あるジンバブエ人はこう言う。「アパルトヘイトの時にはジンバブエに逃げてきている南ア人がたくさんいた。当時、ジンバブエの経済はずっとよかったからだ。でも今は問題がある。だからかつて南ア人がしたよう

に、自分はこちらへ来ている」。別のモザンビーク人は次のように説明する。「モザンビークはかつて南アの解放闘争活動家を受け入れていた。80年代には、アパルトヘイト軍がモザンビークに活動家を探しにやっけてきて、見分けがつかないのでモザンビーク人を殺していた。でも、モザンビーク人は、お前らが来ると自分たちが南アの白人に殺されるから来るな、とは言わなかったものだ」(Haupt [2010: 119, 122-123])。

ではなぜ、2008年5月の事件発生まで、こうしたゼノフォビアが注目されてこなかったのだろうか。この点に関して、TRCによる和解政策との関連を指摘する視点もある。TRCは、アパルトヘイト期の人種差別問題を、拷問を加えた加害者やテロ事件を起こした過激な活動家に注目する手法を採用したが、そのことが「一部の極端な者が偏見（注：ゼノフォビクな行為）の主要な加害者なのだとする表象が、多くの南ア人の日常生活とは切り離して事態を捉えることにつながった。人種主義は、何か極端で暴力を伴うものとして分離された。(…)このことで、極端な人種差別的暴力を非難する一方で、日々の差別や進行中の偏見の表明に対しては沈黙する言説環境を作り上げた」、と推察されるのである(Harris [2004: 54])。人種主義（をどう捉えるか、どう扱うか）に関する社会意識がTRCによる意味付与によって影響を受けた、つまりアジェンダ・セッティング効果を受けた、とする視点は興味深いが、両者の相関関係については実証的なデータは並置されていない。

第4節 「他者」の前景化2——カラード・アイデンティティ（南アフリカ内部の非アフリカ人）——

1. カラード¹⁰の不满を示す言説とその参照対象となる黒人至上主義的な言動

ソウェト出身の元シティ・プレス紙¹¹政治部デスク、ジミー・シーペJimmy Seepe¹²は、

¹⁰ 2011年国勢調査による推定人口比は、アフリカ人79.5%、カラード9.0%、インド人／アジア人2.5%、白人9.0%である（南アフリカ統計局 <http://www.statssa.gov.za/publications/P0302/P03022011.pdf>）が、西ケープ州に限っては、カラードの人口比率は過半数の54%である。しかし、アパルトヘイト政府によって制度化されたこのカテゴリーを自己のアイデンティティとして拒否する「カラード」も多い(Pickel [1997])。後述するように、近年では、カラードではなく、コイサンやナマといったサブカテゴリーこそが正当な呼称であると主張する人々もいる。そして、その主張が土地や身分をめぐる制度的な権利保障の可能性と結びつくとき、さらには「誰が正当な、あるいは真正のコイであり、誰が金のためにコイを装っている偽者なのか」といった疑義とそれに伴う争いが生じることにもなる(Robins [2008])。本報告では、カラード・カテゴリーの使用をめぐる議論には立ち入らないが、そもそもこの論点の設定自体が、非常に政治的に扱われる状況があることは指摘できる。

¹¹ 主たる読者層は黒人。

ポスト・アパルトヘイト、ポストTRCの人種関係について、次のように指摘していた。

「南アフリカは依然として黒人と白人の分離をひきずっているが、その一方で、われわれが、カラードと黒人の関係、あるいはインド人と黒人の関係には十分取り組んでこなかったことが明らかになってきた（…）アフーマティブ・アクションは常に黒人と白人の文脈でしか考えられてこなかったため、政府は、カラードと黒人、インド人と黒人の関係に関する指針を示すことに失敗した」（*City Press*, 6 July 2003）。

最近では、*The Economist* 誌が「黒人支配に対するカラード市民の不安は依然として残ったままだ」というタイトルで、政権幹部の人種主義的な動きに言及し、南アフリカの人種問題の根深さを指摘している（February 4th 2012, p34）。

(1) モハメド・アディカリ（Mohamed Adhikari）によるポスト・アパルトヘイト期のカラード・アイデンティティ分析

シーペの指摘が示唆するのは、ポスト・アパルトヘイトの南アフリカに、非白人集団間の軋轢・緊張が存在する現実である。引用箇所のうち、とりわけ黒人とカラードの関係、さらには、そうした関係に対するカラード側の反応としてのアイデンティティの表明に関する近年の動向は、アディカリの説明（Adhikari [2000: 176-180]）によれば、以下のようになる。

まず、カラードというアイデンティティ・カテゴリーを拒否する動きは、1980年代の反人種主義的な民主化運動のさなかにもあったが、ポスト・アパルトヘイト期には以前とは異なる文脈で、そのカテゴリーの受容を拒否する多くの人々が現れた、と認識される。アディカリによれば、多数派のアフリカ人による支配を恐れ、カラードは周縁に追いやられていると感じ¹³、カラードに対するステレオタイプ的な見方に対抗したいと思い、また、新たな民主主義的状况で政治的な利得を目指す、といったことすべてが、カラードのアイデンティティ意識をあおっている。

「要するに、以前は十分に白くなかったし、いまでは十分に黒くないというわけだ」と嘆くのが、日常茶飯となった。これが、カラード・コミュニティの大方の感情を代弁する表現である」（Adhikari [2005: 176]）。

現体制への不満は、アパルトヘイト時代のカラードが置かれた社会的ポジションと比較することでも生じる。つまり、「白人の下にいたときの方がましだった」という声が聞かれる、ということである。それは、アパルトヘイトの終焉は、カラードにとって、当時の抑

¹² 2006年4月16日死去。

¹³ *Sunday Times*, 5 March 2011. 「多くのカラードは、今の政府によって脇に追いやられていると感じている。（…）ANC政府はアフーマティブ・アクションとBEEを使って、かつてアパルトヘイト政府がやったのとまったく同じことをしている。職、契約、賄賂が大臣の家族と友人に行き、その残りが他の黒人に渡っている」（Chris van Wyk、作家）。

圧者から、また別の抑圧者にとって代わったことだ、という印象と重なっている。

「有名なカラードの俳優、アンソニー・ウィルソン Anthony Wilson はカラード・コミュニティの感情をうまく伝えている。「ボーアの連中は盗んだが、すくなくとも程度をわきまえていて、全部は盗まなかった。彼らはクリームは盗んだけど、黒い連中 (darkies) ときたらクリームとミルクと、バケツまで盗みやがる」(Adhikari [2005: 180])。

こうした不満が、とりわけ、カラードの労働者階層の人々の間に見出される点も指摘されている。アパルトヘイト体制が終焉したことで、「スキルを持つ、高学歴のカラードたちは市民的自由の拡大の恩恵を受けているが (…) カラードの労働者階層は、雇用に結びつかない経済成長と、より人種バランスを考慮しているそぶりを見せたい雇用者がアフリカ人を雇おうとする状況の被害者となっている」(Adhikari [2005: 179]) として、カラード内部の分裂状況に注意を促すのである。

たとえば、やはりカラードではあるが、ケープタウン大講師を務めるジミトリ・エラスムス Zimitri Erasmus は、南アフリカ人アイデンティティをカラード・アイデンティティよりも上位におき、偏狭な人種主義を捨てろと説く。しかし、アディカリに言わせれば、「中流以上・高学歴」のカラード、新体制で政治的自由の恩恵を被っている一部のカラード以外には、そうした視点を共有する余裕はない¹⁴。

「こうした否定的な見方を、非理性的な人種主義の産物とみなすのは簡単だが、カラードの労働者階層の生活状態が 1990 年代初頭以降悪くなっているというデータもある」(Adhikari [2005: 180]) のである (表 1 を参照)。

もともと、カラードの暮らし向きだけが (相対的に) 悪くなっているというデータは、その他の経済的指標を見て、必ずしも一般的なわけではない ((Bhorat et al. [2001] , Bhorat and Kanbur eds. [2006] , Serumaga-Zake et al. [2005]) (例として表 2 を参照)。

しかし、相対的剥奪概念を参照するならば、先述の「人種別推定貧困率」のデータは、カラードのなかに「否定的な変化」を強く認識する者が出てくる要因としてはたらくものといえる。カラードによる現状に対する不満や批判は、アディカリに従えば「中流以下の者」が強く訴えるものであるからだ。

¹⁴ この視点は、たとえば「カラードの知識人、あるいは中流以上のカラードにとって、カラード・アイデンティティを、とくに「被害者化されている」という文脈で、公共の場において主張することは、好ましいものとはされていない (shameful)」という、匿名の大学教員のコメントにも示される。それは、過去に相対的に受益者のようなポジションにあった文脈を捨象したうえで、アパルトヘイト後の国民統合という社会的な規範に反することになるからだ (筆者によるインタビューより。2012 年 2 月、ケープタウン)。

表1 カラーズの推定貧困率だけが1993年以降2000年に至るまで上昇しているデータ

人種別推定貧困率 (1970-2000年)					
	黒人	カラーズ	インド人	白人	計
1970	64.6%	34.1%	17.9%	2.7%	49.8%
1975	52.9%	30.2%	15.3%	2.3%	43.7%
1980	49.3%	28.3%	12.5%	2.1%	38.9%
1985	49.1%	22.9%	10.6%	1.8%	38.8%
1990	45.9%	17.4%	8.7%	1.5%	35.3%
1993	48.0%	14.8%	7.8%	1.5%	38.2%
1995	48.4%	17.3%	5.2%	1.2%	38.8%
2000 (悲観的)	47.4%	19.0%	4.7%	1.4%	38.6%
2000 (楽観的)	44.4%	21.0%	4.3%	1.4%	36.4%

*年収3000ラント (1ラント=12円で3万6千円) /人を貧困ラインに設定

(出所) Van der Berg and Megan [2004: 567]

表2 西ケープ州における人種・性別・居住地域別の世帯主 (heads of households) の失業率 (1995-1999年): 単位 (%)

地域	性別	人種	1995	1996	1997	1998	1999
都市	男性	黒人	19.3	16.1	11.4	19.9	14.2
		カラーズ	13.7	7.2	7.4	7.3	7.8
		インド人	20.2	--	8.5	3.9	10.2
		白人	4.6	4.4	3.1	2.3	4.5
	女性	黒人	40.2	24.5	29.0	23.7	23.2
		カラーズ	25.5	10.9	10.6	13.0	11.5
		インド人	35.6	--	--	--	--
		白人	13.5	11.0	9.6	8.2	3.1
地方部	男性	黒人	1.2	3.3	0.0	6.6	1.6
		カラーズ	0.6	5.0	0.6	1.5	0.5
		インド人	--	--	--	--	--
		白人	1.0	19.3	0.0	5.5	1.4
	女性	黒人	--	--	--	--	18.0
		カラーズ	20.8	0.0	6.8	0.0	7.6
		インド人	--	--	--	--	--
		白人	25.3	--	--	--	--

(出所) Serumaga-Zake et al. [2005: 148]

また、「生活状態が悪化している」という認識は、居住空間のインフラや収入によってのみ成立するものでもなく、アディカリは、治安や犯罪といった要因からも論じている。たとえば、近年の研究のなかには、カラーズは「他の人種グループに属する人々と比べて、殺人の被害にあう確率が約2倍」という結果を示すものもあり、この犯罪統計が「カラーズの労働者階層居住地域に勢力を拡大しているギャングスタリズムの影響を受けてい

る」という留保がつけられるにせよ、「生活環境が悪化している」印象は、雇用や行政サービスだけからもたらされるわけではなく、それらが間接要因となる犯罪状況も影響しているのだ、と説明するのである (Adhilari [2005: 181])。

さらに、カラード市民による現体制への不満や批判は、アパルトヘイト時代には ANC に近い立場で活動をしていたカラードたち、あるいは ANC メンバーとして闘争に参加してきたカラードたちからも表明される。以下の引用文にうかがえるのは、体制転換時の ANC 内部の人種関係と、その後の党内政治・ANC の人種政策に、変化が生じているのではないか、という点である。

「かつて反アパルトヘイト闘争に加わったカラードたちは、新しい政府に幻滅し、裏切られたという思いをもっている。(…) たしかに、こうしたカラードの視点は、アフリカ人エリートや、急増するアフリカ人中流階層の人々に焦点をあてており、アフリカ人の多くが依然として貧困状況におかれている事実を無視している。しかし、カラードの不安が大きくなっている理由として、アフリカ人による「身びいき racial chauvinism」と ANC 幹部たちから発せられるアフリカ人至上主義 (triumphalism) があるのは間違いない」(Adhikari [2005: 182])。

「ANC はますます政府の資源を濫用しようとしている (…) 闘争の時代の連帯と相互扶助の価値は公的資源へのアクセスという文脈において、ゆがんだ形で適用されるようになった」(Cargill [2010: 92])。

こうした批判を反映する動きとして、2008 年 8 月には、ハウテン州のカラード政治団体である South Western Joint Civic Association (Sowejoca) が、ANC 内部の身内主義、汚職、賄賂等の腐敗を理由に「100 ヶ所の支部員すべてに ANC 支持の立場を撤回させる」ことを表明した。その際、西ケープ州知事のエブラヒム・ラスール Ebrahim Rasool (ANC 党員、カラード) が同年 7 月に ANC の National Executive Committee によって辞職させられた件をとりあげ、「ANC はカラードを周辺化しようとしている」と批判した¹⁵ (*Citizen*, 1 August 2008)。

ANC 党内におけるアフリカ人至上主義的な動きへの批判としては、他にも 2010 年 4 月にベテルスドープ Bethelsdorp で行われた 解放の日・記念式典 Freedom Day Celebrations の顛末を、「ANC はカラードが闘争に貢献した事実を無視している」というタイトルで、DA 議員のニコ・ドゥ・プレシ Nico du Plessis が書いている (*The Herald*, 30 April 2010)。それによれば、そのイベントはすべての政党に開かれたものであるはずにもかかわらず、ANC 議員が牛耳り、DA 関係者にはオープニング・セレモニーと晩餐会の招待をせず、会場の入り口で ANC 党員によって門前払いを食らった DA 関係者もおり、ステージには ANC の旗が掲げられ、その旗の下で別の党の参加者はスピーチするよう要求された。進行役は

¹⁵ 同様の批判は、インド人活動家からも提出されている (*Sunday Tribune*, 26 September 2010)。「今の政府の状態はわれわれがかつて目指したのとは違う (…) ANC は人々に奉仕する組織ではなく、エリート間の取り決めで動く組織になってしまった」。

議事のほとんどをコーサ語で行った。結果として、DA 関係者（注：アフリカーンスを母語とする議員が多い）は途中退場した。

また、次の引用文は、ANC から離脱したカラードの元活動家の印象を代弁するものであるだろう。

「[黒人]の概念のもとに、アパルトヘイトという敵に向かって団結していた頃もあった。カラード活動家の中にはその時代を覚えている者もいるが、結局はアフリカ人（黒人）を解放する運動の一部となった末、今では二級市民の身分をおしいただいている (enshrine)、と苦々しげに言う。(…) 西ケープを周れば、解放闘争の兵士だったカラードの政治活動家の多くが姿を消していることに気づくだろう。彼らは裏切られたと感じているのだ」(Pretoria News 元副編集長 Dennis Cruywagen, Cape Argus, 7 February 2011)

(2) BEE (Black Economic Empowerment) およびその他のアフーマティブ・アクション政策の偏った運用¹⁶

こうした印象やエピソード、データのほかに、より制度的な、正確には制度に関わる解釈や「事件」として、ANCの黒人至上主義（＝反カラード主義）を批判するカラードが列挙するのが、BEE (Black Economic Empowerment、後で詳述) およびその他のアフーマティブ・アクション政策の偏った運用¹⁷とされる実態である。

この問題の具体例として、しばしば取り上げられるのが、2010年3月、当時労働省の長官で、その後内閣報道官になったジミー・マニイ Jimmy Manyi が「西ケープ州にはカラード人口が過剰供給されているから、全国に散らばるべきだ」とテレビ番組（ケイック・ネット Kyk Net のロビンソン・レフストレークス Robinson Regstreeks）で発言し、ANC所属のトレバー・マニュエル Trevor Manuel（カラード、1996－2009年まで金融大臣 Minister of Finance、発言当時は計画大臣 Minister of Planning、現在は国家計画委員会議長）と論争になった出来事である。マニュエルは公開書簡で、マニイを「ネルソン・マンデラが戒めた黒

¹⁶ 白人が関与する問題の具体例としては、南アフリカ警察の飛行・ヘリ・パイロットの人事に関するものがある。「チェック・ボックス式の政策運用に疑問」と題した記事では、53のパイロット職に対して、経験のある120名の白人パイロットが応募してきたにもかかわらず、8名しか任命されていない実態を取り上げている (Mail & Guardian, 3 June 2011)。その中には、飛行時間が3000時間をこえるベテランも含まれており、こうした長期間のトレーニングと熟練を要する職場において、アフーマティブ・アクションを機械的に適用すべきではない、と批判される。

¹⁷ 白人が関与する問題の具体例としては、南アフリカ警察の飛行・ヘリ・パイロットの人事に関するものがある。「チェック・ボックス式の政策運用に疑問」と題した記事では、53のパイロット職に対して、経験のある120名の白人パイロットが応募してきたにもかかわらず、8名しか任命されていない実態を取り上げている (Mail & Guardian, 3 June 2011)。その中には、飛行時間が3000時間をこえるベテランも含まれており、こうした長期間のトレーニングと熟練を要する職場において、アフーマティブ・アクションを機械的に適用すべきではない、と批判される。

人多数派支配をもくろむ人種差別主義者」と批判した (*Business Day*, 4 March 2011)。マニイはカラードに対する無条件の謝罪を表明し、ANC報道官と政府の広報情報システム局副局長 (Government Communication and Information System Deputy CEO) も「過剰供給とは通常、商品について用いられる表現であり、人間に使われるべきでない」、とマニイ発言の非を認めるにいった (*Saturday Star*, 26 February 2011)。しかし、ANC青年部やポール・ンゴベニ Paul Ngobeni (防衛・退役軍人省法律顧問) はマニエールを攻撃し、他方でジェイ・ナイドゥー Jay Naidoo (元通信大臣 1996-1999 年、インド人) やズウェリンジマ・ヴァビ Zwelinzima Vavi (COSATU議長) はマニエールを擁護しマニイを激しく非難するなど、論争はそれまで隠されていた対立の構図をあらためて浮かび上がらせるものともなっている (*City Press*, 6 March 2011)。マニイは、アフリカ人あるいはインド人が多い他州については言及しなかった。そのため、カラードからは、ANCが唯一多数派とならない西ケープ州に対して、近年、アフリカ人住民が多数派である東ケープ州から西ケープ州へアフリカ人を大量に移住させる「国内植民政策」をANCが行っている、という批判、また、ANCが提出した公正雇用法修正法案と重ねて受けとめられた。前者について、ケープ・フラットに居住するカラード住民は、「毎週、ANCが仕立てるバスにのって、東ケープからアフリカ人がやってくる。N2 (国道 2 号線) ゲートウェイ・プロジェクトと呼ばれている。彼らは、カエリチャやモシエルでの政府による住宅供給政策の受給者になる。けれども、非公式のプロジェクトなので、これを取り上げる新聞記事はほとんどない¹⁸。その代わりに、ケープ・フラットではカラードと移住してきたアフリカ人との間で抗争が頻発している」¹⁹と説明した。実際に、長年、カラード向けに進められてきた供給住宅をめぐって、東ケープ州からのアフリカ人移民と地元のカラード住民による抗争事件が頻発している (2010 年 8 月にはイーストリッジ、TA1-TA4 地区。2010 年 12 月には国道 2 号線沿いのイエステ・リバー地区)。

また後者——公正雇用法 Employment Equity Act 修正法案——の内容については次のとおりである (*Cape Times*, 21 February 2011)。この法案——マニイが労働省長官時代に草案が作られた——によれば、国民の人口比率に従って計算された経済活動人口 economically

¹⁸ ANC が、東ケープ州からの黒人移住者をケープ・フラットに増やす戦略をとっていることは、たとえば 2008 年末に「ANC 議長のズマが、来年の総選挙に勝つにはケープ・フラットのカラード票を取り込む必要があると発言した。これは東ケープ州からの移住者によって黒人票を増やし、カラードに対抗しようという以前の戦略からの変更だ」 (*Business Day*, 3 December 2008) という記述から間接的にうかがうことはできる。また、ケープ地域のカラードの証言を取り上げたドキュメンタリー・フィルム、*I'm not Black, I'm Coloured: Identity Crisis at the Cape of Good Hope* (Chace Studios, 2009) でも、N2 プロジェクトに対する不満が描かれている。

¹⁹ ゼンジレ・コイサン Zenzile Khoisan, *Eland Nuus* (カラードを主な読者層として想定した隔週紙。英語およびアフリカーンス) 副編集長、2011 年 8 月、筆者によるインタビュー。

active population (EAP) に基づいて、各州の（各雇用所の）雇用状況が改善されねばならなくなる。西ケープ州の現在のEAP人種別比率は、黒人 29.1%、カラード 54.8%、インド人 0.5%、白人 15.6%となっているが、もし修正法が可決され、雇用者すべてが法律を適用した場合、カラード就業者の 80%（100 万人）と白人の 20%が職を失い、反対に、黒人の就業者は 154%、インド人は同様に 538%に増加することになる。この法案もアファーマティブ・アクション政策の一つに位置づけられるが、それが目指すのは黒人至上主義的な発想の制度化だと批判されるのである。「公正雇用法は黒人の語にカラードやインド人も含める規定を行っていたが、修正法案は、その内容を骨抜きにするものだ」（労働組合「連帯²⁰」副議長ディルク・ハーマンDirk Hermann, 21 Feb 2011, *Mail & Guardian*)。これに対して、労働省Department of LabourとCOSATU（Congress of South African Trade Unions）は、修正法によって、より多くのカラードが幹部ポストにつくことになるはずだ、と反論している（*Business Day*, 22 Feb 2011）。ズマ大統領は、「政府は、人種平等の憲法の精神に反するような法律を制定し、運用することはない。この法律はカラードあるいはインド人の雇用機会に否定的影響を与えるものではなく、実際、雇用者がより法律に従いやすくなり、結果としてすべての該当集団に雇用をもたらすものだ」と、カラードとインド人の不安を鎮めるべくコメントした（*Cape Times*, 8 March 2011）。

アファーマティブ・アクションの方針を適用する際に、非白人間の利害が対立する場合の基準あるいは優先順位をどのように設定できるのか、という問題は、次の訴訟にも表れている。

南アフリカ最大の電力会社エスコムEskomの社員、レオン・クリスティアーンズLeon Christiaans（カラード）は、2004年に社内の昇進募集に応募した。彼は最終候補に残り、昇進ポストがいったん割り当てられたのだが、後に、「エスコムのアファーマティブ・アクション・プログラムの該当者となるには「白すぎる」という理由で撤回され、そのポストは黒人エンジニアに割り振られた。そこで、クリスティアーンズは、エスコムが彼に対して人種差別を行ったとして訴訟を起こした。エスコム側の主張は、「黒人はかつて、より政治的機会を与えられず、不利益をこうむった。また、カラードはかつてパス（アパルトヘイト時代の身分証。就業歴等の個人情報詳しく記録した）の携帯を義務付けられていなかったが、それもまた、カラードの被害が黒人よりも少ないことを示している」というものだった。カラード側の思惑に反して、2006年4月にCape Town arbitration courtはエスコム側の主張を認めた²¹。一方、この判決に反発する野党の質問に対して、当時のムベキ大統領は、裁判所の決定は支持しない姿勢を表明した（2006年5月）。「黒人の方がかつて不利益を被ったため、いま受益者となるべきだ、という考えは正しくない。カラードもまた不利益を被った。政府はむしろ公平な処遇を求める」（19 May 2006, *Fin 24 online*）。ムベキ

²⁰ 独立労働組合。

²¹ *Solidarity obo Christiaans v Eskom Holdings Ltd* (2006) 27 ILJ 1291 (ARB)

は、判決に伴って、人種間の優先順位を盛り込んだアファーマティブ・アクション関連法を作るべきではないか、という提案には反対した。しかしそれでも、次のような不信が表明された。「法律は存在する。原則もある。それをどのように適用するかが問題になっている。法律がどのように適用されるべきに関する具体的なガイドラインが必要だ（…）もしそうしたものが拒否されれば、黒人でなければ永遠に負け続けることになる」（「連帯」広報担当ヤコ・クレイハンスJaco Kleynhans）。

他方、訴訟ではないが、現場からのコメントとして、「集団としては、アフリカ人弱者がより直接の受益者となるべきだ。かつてより苦しんだのはアフリカ人だ」（レスリー・マースドープLeslie Marsdoop, ABSA Capital副議長, *Sunday Times*, 13 May 2007）という見方はしばしば見られるものだ²²。「白人もしくはアフリカ人企業主は、カラードを雇ったら、それは真のエンパワーメントではない、と考えているだろう」（フランクリン・ソンFranklin Sonn, フリー・ステート大学学長, *Sunday Times*, 13 May 2007）と見る者もいる。『雇用公正委員会年次報告報告書 2009－2010 年』The 10th Annual Report of the Employment and Equity Commission 2009-2010 (Department of Labour) p.33には2001年から2009年の間に、政府および民間企業におけるTop Management Levelの地位についている者の割合の推移を人種別に跡づけたデータ（表3）があり、10年前から大きく比率を減らしたのはカラードだけである。この点に関して、「職場での人種差別をもっとも被ってきたのはカラードである」という評価もなされた（*City Press*, 8 August 2010）。

表3 職場における幹部の人種比率（2001～2009年）（単位：％）

	2001	2003	2005	2007	2009
African	8.0	12.8	14.9	16.9	17.9
Coloured	13.2	3.7	4.0	3.6	3.7
Indian	3.9	4.7	4.9	5.4	5.6
White	74.9	76.7	76.3	71.5	72.6

（出所）10th CEE Annual Report 2009-2010, Department of Labour.

BEEがカラード集団にメリットをもたらさない間接的な理由としてカーギルは、白人が所有する企業の多くは、黒人幹部を選ぶ際に、その仕事上の能力からではなく、政府とのつながり（コネ）を基準に選んでいる、という。「BEEは脱人種主義化されたビジネス環境を作るものではなく、1994年以後の政府とうまくつきあうための基準となっている」（Cargill [2010: 89]）。このようなインフォーマルな傾向が共有されているとすれば、上記

²² マースドープは「自分の意見は、必ずしも黒人に優先割り当てするという動機にもとづくものではなく、人口学的・構造的な現実を反映すべきだと考えている」といっている。

のデータに示される状況を改善するためには、単に黒人というカテゴリーに非白人種すべてを含む、とするだけでは不十分で、さらに細かな運用基準を設けなければならなくなるのかもしれない。

BEE を適用する際の問題としては、長期間の熟練を要する、つまりは職人仕事に相当する業種への対応も挙げられる。この点について、カーギルはケープ半島カークベイ Kalk Bay の漁業権をめぐる BEE 適用問題の事例を整理している。

カークベイの漁民は、チュッキーchukkie と呼ばれる木造船で、マグロ、ブリ、カマス、タコ等を獲ってきた。漁の技術は家族間で世代を通して伝えられ、当該地域のカラードが独占する業種となっていた。しかし、2007 年に海洋操業庁 Department of Marine and Coastal management (MCM) がすべての漁業部門において漁獲割当の再編成を行うことを決定した。改革時の MCM 元長官であるホースト・クレインシュミット Horst Kleinschmidt は、カークベイの漁業においても、より黒人就業者が増え、より平等になることを期待したのだ、とコメントしたが、実際にはそうならなかった (Cargill [2010: 108-109])。この流れは 2000 年以降漸進的に行われ、まず 2001 年から 2002 年にかけて、中期 (4 年間) の漁業ライセンスが試験的に発行された。次に、2006 年までに、長期間を対象とした長期漁業権 long-term allocation rights がライセンス化され、伝統的な釣り漁法の漁師には 8 年、企業としてトロール漁をする場合は 20 年分が割り当てられた。この過程において、カークベイの全船舶の約 75% が中期ライセンスを取得することができなかった。たとえば事故にあい申請期間に遅れた職歴 50 年のカラード漁師に対して、MCM は特別扱いは認めないとし、長期ライセンスを「新参者として申請するよう」指示した (Cargill [2010: 210])。また、船の所有権と漁業権を分割し、船の所有権を黒人にも割り当てることが決定された。カークベイの漁船所有者はその決定に従わず、結果として総額 500 万ランドに及ぶ罰金を科せられることになる。2006 年の時点では、かつてカークベイに 30 隻あった漁船のうち、3 隻しか稼動していない (Cargill [2006: 114])。

2. BEE 政策の概要

(1) BEE 政策の背景と変遷

すでに言及されてきた BEE について、そもそもその制度がどのような政策の流れのなかで制定、運用されてきたのか、という点について、以下に説明を加える。

コルネリッセンは、体制転換後の南アにおいて、社会的・政治的資源の再配分に取り組んだ主要な政策として、RDP (Reconstruction and Development Programme, 1993-)、GEAR (Growth, Employment and Redistribution Plan, 1996-2001)、アフーマティブ・アクション

(Affirmative Action)、BEEを挙げる²³。まず、RDPとGEARはともにマクロな経済政策であり、前者は社会主義的な志向のもとで住宅・水道・電気・土地・教育・医療施設といった基礎的なインフラの供給を主眼としていたが、ムベキ政権になるとANC内部にイデオロギ一的なシフトが生じ、後者の政策が採用された。そこでは、ネオリベラルな立場から、国際競争力の向上、貿易促進、雇用の促進を中心課題とし、年率 6%の経済成長が目標にすえられた (Cornelissen [2012: 12])。この二つの政策は、人種カテゴリーを特別に参照することのない (racially blind) ものである一方、アフーマティブ・アクションとBEEは、より特定の、不利益をこうむってきた社会集団を対象とする点で政治的な政策であると区別される (RDPやGEARにも格差の是正という意図は込められていたが、その成果をめぐる批判も受けて、より直接的な「政治的な政策」が要請されることになったのだろう、とされる)。アフーマティブ・アクションは、政府の公式な意図として、とりわけ新体制移行後の公務員のポスト配分場で実施されたが、その基準に関する政策文書はなく、政治的な論争の種となった。1990年代末にはその基準を定める必要性が唱えられるようになり、その要請を満たす政策として出てきたのがBEEであった。

また、ヴヨ・ジャック Vuyo Jack のように、南アフリカにおける BEE 政策の運用プロセスを、より広い文脈から整理する論者もある (Jack [2007: 105-111])。

その第 1 段階は次のとおりである。1993 年、体制移行に際してサンラム Sanlam 社が、メトロポリタン・ライフ Metropolitan Life (Met Life) 社の支配的持ち株 (controlling interest) をンタト・モトラータ Nthato Motlata の運営する BEE consortium に売却した。同 consortium は、その後ニュー・アフリカ・インベストメントズ New Africa Investments Limited (Nail) になった。これにより、Nail はジョハネスバーグ証券市場における、初の黒人企業として登録されることになった。1997 年までに、Nail は Met Life 株式の 51% を保有した。また、Nail は MTN, African Merchant Bank, Theta (現 African Bank Investments) , 他に Sowetan 紙や Radio Jacaranda 等の資産も取得し、1998 年の終わりには Nail の株式時価総額は 6 億ラント近くにまで上昇した。Nail によるこの成功は、他の黒人コンソーシアム (投資事業体) が 1990 年代後半に BEE 分野に参入する契機となった。また、1998 年には雇用公正法 South Africa's Employment Equity Act 55 of 1998 が制定され、「企業と行政機関の双方に対して、雇用に際しては、同等の資格を持つ白人よりも、かつて不利益を被ったアフリカ人・カラード・インド人を優先するよう要請する」ことがさだめられた (Mail & Guardian, 3 June 2011) ²⁴。

次に、第 2 段階として、BEE 概念の規定が図られる段階が挙げられる。BEE バブルの破

²³ 筆者によるインタビュー、2012 年 2 月。

²⁴ たとえば、西ケープ州を管轄する警察は、2003 年 8 月の時点で、カラード 7000 名、白人 5500 名、黒人 2200 名、インド人 85 名という職員構成だった。そのため、公正雇用法に基づき、来年までに人員構成を是正するよう労働省から指導を受け、新たに黒人 800 名 (男女半々)、白人 200 名 (上級職はなし) の募集を行った (Cape Times, 27 November 2003)。カラードは採用しないことが内部文書で示された。

裂は、BEEがどのように促進させられるのが適切なのか、という視点を要請することにもなった、とされる。1997年11月、黒人経営フォーラムBlack Management Forum (BMF)²⁵はBEE Commission (BEE-Com) の設立を訴えた。というのも、BEE実施に関する共通の規定、指標、基準といったものが欠けており、ご都合主義や詐称が横行していたからである。ANCは議会においてこの主張を支持し、2001年にはBEE-ComはBEEの定義を含む報告書を提出した。そこでは、当初の唯一の焦点であったownershipから、雇用の平等、技能開発、選好調達 (preferential procurement : BEEに積極的な企業と取引することで法令遵守度が増す評価制度) へと論点がシフトしている。BEE-Comの報告書は、政府が2003年に公表したBEE戦略文書、さらには2004年12月に貿易産業省Ministry of Trade and Industryが提出したB-BBEEガイドラインcodes of good practice on broad-based BEE草案の素地を準備した。この時期に影響力を持った出来事としては、石油・液体燃料業界宣言Petroleum and Liquid Fuels Charter (2000年11月) が挙げられる。2002年には、鉱山業界宣言Mining Charterが加わった。このcharterは26%のequity ownership targetを提案するもので、鉱山会社において初めて、黒人株主に意思決定過程におけるきっかけを与えた。この二つのcharterは、広義のBEEを実現するやり方を他の業種に示すことになった。一連の動向は、いまでは「charter festival」として振り返られている。

そして、第3段階では、それまでに整えられてきたBEEの概念と方向性を、(間接的ではあるが) より拘束力をもって実施させる仕組みが導入されることになる。この段階のBEEの素地は、1997年の選好調達戦略preferential procurement strategyによって作られていた。ジャックに言わせれば、それこそが後に、BEEをビジネス活動に必須の要素とさせたものである。Broad-based BEE (B-BBEE) Actが2004年に成立する前段階として、1998年の雇用公正法Employment Equity Actと技能育成法Skills Development Actが位置づけられるのである。しかし、こうした法律に対しては、企業の中には法に従わず罰金を払う方が経済合理的であると判断するところもあった、とされる。データの示すところでは、1992年の時点で黒人ビジネスに何らかの費用をかけている企業は全体の1%であったが、その数値は1997年、2002年においてもわずかに4%にしかなくなっていなかった。それが、2003年のB-BBEE strategyによって、もし民間企業が行政部門とビジネスを行う場合、黒人企業 (black companies) から物品を購入しているか等、B-BBEE指針にどれだけ適合しているか、を示さなくてはならなくなった。そして、評価は、たとえば仕入先の企業がさらにどの程度BEE企業から資材を調達しているか、といった観点からも点数化される。それは、BEE企業と

²⁵ 前出のジミー・マニイは、問題発言当時、労働省長官職と、このフォーラムの代表を兼任していた。この事実は、BMFがどのような発想でBEE政策に関与してきたか、その傾向を推し量る材料となる。COSATU議長のスウェリンジマ・ヴァヴィは、「マニイは同時、BMF代表としての考え方に偏っていたのではないか」と非難したが、それは逆に言えば、BMFでいうところのBlack概念には、通常、カラードやインド人が含まれていない実態を示すものとなっている (City Press, 6 March 2011)。

連携していない企業は、そのことで自分たちの顧客にマイナス要因を与えることになってしまうのである。この仕組みの導入により、黒人企業が行政ビジネスに依存せずすむよう道筋がつけられることになった（表 4、5 参照）。2012 年 2 月の時点では、**B-BBEE**修正法案（**Broad-Based Black Economic Empowerment Act Amendment Bill 2011**²⁶）が新たに検討されており、そこでは、**B-BBEE**委員会（**B-BBEE Commission**）の調査によって非貢献企業と判定された企業は年間総売上高の 10%分を罰金として支払わねばならないことが明記されている。

表 4 BEE 実施の評価基準（点数表）

要素	点数
所有権	20 点
経営支配	10 点
平等な雇用	10 点
技能開発	20 点
調達先の選択	20 点
事業開発	10 点
その他	10 点

表 5 BEE 法令遵守度評価基準

BEE レベル	獲得点数	法令遵守度
レベル 1 貢献企業	100 点以上	135%
レベル 2 貢献企業	85 点以上 100 点未満	125%
レベル 3 貢献企業	75 点以上 85 点未満	110%
レベル 4 貢献企業	65 点以上 75 点未満	100%
レベル 5 貢献企業	55 点以上 65 点未満	80%
レベル 6 貢献企業	45 点以上 55 点未満	60%
レベル 7 貢献企業	40 点以上 45 点未満	50%
レベル 8 貢献企業	30 点以上 40 点未満	10%
非貢献企業（Non-compliant contributor）	30 点未満	0%

* 50%以上の資本が黒人によって所有されている企業は、表中のレベルに関わりなく法令遵守レベルに昇格する（Lester [2007: 129]）。

²⁶ <http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=156280>

(2) BEEにおける黒人概念の定義²⁷

さて、BEE（以下、B-BBEE も含む）の適用をめぐるのは、その概念を誰に、どのように当てはめるかが問題となる（例：エスコム訴訟）。Black の概念は制度上どのように定義されているのだろうか。

まず、規定では、アフリカ人、カラード、ないしインド系南アフリカ人、とされている（対象は企業体ではなく、個人）。また、1993 年の南アフリカ憲法施行以前に市民権を得ていたか、帰化していた者、ないしは、アパルトヘイト政策が存在しなければ憲法施行の時点で帰化により市民権を獲得できていたはずの者、が条件とされている（Lester [2007: 127]）。つまり、Black という用語によって、アパルトヘイト体制下で、何らかの差別形態の対象となっていた南アフリカ人が定義されている。（中国系南アフリカ人は、論争の末、アフリカ人に該当することになった）。

しかし、先述の具体例からも明らかなように、現時点においては、黒人カテゴリー内部の受益者同士の利得が背反する際の基準はない（エスコム訴訟その他）。そのため、現実には不十分な資源をめぐる、アフリカ人優遇の制度運用が現場で（インフォーマルに）行われている、という不満が、非アフリカ人コミュニティから出ることになる（例：ソンやカーギルによる先述の指摘）。たとえば、カラードの政治的・社会的権利を訴える団体 Bruin Belange Inisiatief (Coloured Interest Initiative) の設立（2008 年 7 月 23 日）に際して、DA のアラン・フルートブーム Allan Grootboom 議員は、「われわれカラードは非常に難しい立場に立たされている。憲法に従えば、われわれは黒人市民 black citizens に分類されるわけだが、アフーマティブ・アクションや起業家への資本投資という具体的な話になると、その定義はどこかへいってしまう。この組織を通じて、そうした状態を是正していく」と表

²⁷ そもそも定義を客観的に運用することが可能なのか、という問いかけもある（*Natal Witness*, 13 November 2004）。青い眼と金髪をもつカラードのマーク・アルコック Marc Alcock は、「BEE の受益対象者はアフリカ人、インド人、カラードとされるが、その基準は何なのか？アパルトヘイト政府時代の分類か、外見か、DNA テストの結果なのか？」と思い、南アフリカ人種問題研究所（South African Institute of Race Relations）に問い合わせた。すると、「BEE に関する法律では、何を基準に人種分類を定めるか定められていないため、各人の自己申請に基づく他ない」と回答された。ということは、白人でも「自分はカラードだ」と言い張れば、カラードとして BEE の対象になる可能性がある。外見的には白人のアルコックは、逆説的に、自分がそのような者と見られる可能性を批判的に指摘する。そして、「本来、貧困状況を改善するための政策なのだから、黒人というだけで貧しくない者に利得を与えるアフーマティブ・アクションではなく、実際に貧しい者が支援される貧困対策が必要なのではないかと主張する。人種ではなく、貧困者に焦点をあてるべきとの主張はメディア上で繰り返し見出される（*Business Day*, 4 March 2011; *Star*, 19 July 2010; *Star*, 1 August 2011）。類似するものとして、アフーマティブ・アクション政策は、貧困対策というよりも、むしろ上級職・幹部職を ANC のトップ・エリートもしくはその友人家族で配分する効果をもつものだ、という批判がある（*Citizen*, 26 July 2010）。

明した (*Diamond Fields Advertiser*, 24 July 2008)。

(3) BEE 政策を擁護・正当化する言説：憲法、文化、歴史

1994 年から 2009 年まで憲法裁判所の判事を務めたアルビー・サッシュ Albie Sachs は、憲法の第 9 節 (1) の、「すべての人々は、法により平等に保護される」という条文、第 9 節 (2) の「平等な状態を達成するために、(…) 不公正な差別により不利益を被ってきた人々を保護あるいは後押しする (advance) 法その他の手段が採用される」という箇所 (アフーマティブ・アクション条項)、そして第 9 節 (3) の通常「反差別条項」と呼ばれる箇所を参照し、BEE はこうした憲法の 3 つの要請をすり合わせる (reconcile) ところに出てきたものだ、と説明する (Sachs [2007: 9-11])。

また、この経済的是正策は、道徳的な価値観としても表明される。「(このような) 大きな変革なくして、私たちが過去の対立を癒し heal the divisions of the past、民主主義的な価値・社会正義・基本的人権に基づく社会を建設することはできない」(Sachs 2007: 12)。起業家であり、ジョハネスバーグ大学学長も務めるウエンディ・ルハベ Wendy Luhabe は「経済は道徳的かつ文化的なプロセスでもあることを強調したい (…) 要するに、BEE 政策を支える価値は、第一に統合とウブントゥであり、それは、私たちが何を、どのように達成するのかについて共通の理解へいたるための対話の文化でなければならない」(Luhabe [2007: 18-19]) と言う。一方で、アフリカーナーによる過去の取り組みを参照する、歴史的な正当化も図られる。アフリカーナーによる民族中心主義的な経済復興戦略に対する肯定的な見方としては、「(BEE は) アフリカーナーがイギリス帝国主義による支配から同胞ビジネスを救済しようとした際の資本の動員と同じ思考的基盤を有するものだ (…) レーディングスタート reddingsdaad (救済行為) キャンペーンと、それを実現した精神は BEE 運動の先駆である (…) しかし現在のところ) BEE には、かつてアフリカーナー知識人たちが価値と経済的戦略に関して行ったような知的な検討が欠けている」(Luhabe [2007: 20, 23]) というものがある。同様にアフリカーナーを参照するが、自己正当化の色合いが濃いものとしては、「アフリカーナーによるアフーマティブ・アクション期は、まず 1930 年代のエコノミサ・バビアハン ekonomiese beweging (経済運動) の発想と、1940 年代後期の国民党の政権獲得に見出せる。「プアホワイト」問題に対するアフリカーナー指導者らの反応は、アフリカーナー・ビジネス・コミュニティの出現と、政権獲得によって頂点に達した。(…) 1950 年代から 1960 年代にかけては、アフリカーナーによる攻撃的なアフーマティブ・アクションの時期であり、それまでイギリス系資本に従属し、あるいはその支持をあおいでいた産業を国有化した (…) こうしたアフーマティブ・アクションが行われなかったならば、アフリカーナーが今日手にしている経済的な達成は成し遂げられなかったはずだ」(Mafuna [2007: 35]) という言い方もされる。同様の点を具体的に説明するものとしては、「サンラム Sanlam, フォルクスベレハン Federale Volksbelegging, サーンボウ

Saambou, ボオヌスコール Bonuskor, レンブランド Rembrandt といったアフリカーナー大企業は、すべて「インフォーマルな」アフーマティブ・アクション政策を用い、アフリカーナー白人の雇用と職歴上昇を促進した（…）1939 年から 1948 年の間に、アフリカーナーによって支配される企業の本数は4倍になり、その売上高は5倍以上になった」（Innes [2007: 55]）がある。アフリカーナーの取り組みと現在の BEE は類似点もあるが、BEE の方が正当である、という表現は、「南アフリカ黒人とアフリカーナー白人の大きな違いは、後者がかつて政治的権利を持ち、前者のそれを拒否したことだ」（Innes [2007: 54]）に見ることができる。

こうした表現に直接表れるわけではないが、アフリカーナーを名指しして、その歴史的な過去に対応するのが現在の BEE なのだ、という位置づけが図られるとき、そこには「政治的に勝利した集団による自己中心的な優遇政策の正当化」（敗者なき体制移行における社会統合をめざす方向性とは異なる）と、「アフリカーナー（支配集団）に近かった——文化的にはアフリカーンスを第一言語とする——社会集団（カラード）と自己（アフリカ人）を区別するニュアンス」を認めることができるだろう。

3. コイサン先住民運動

カラードによる、人種カテゴリーとしての政治的主張——アイデンティティ・ポリティクス——は、1994 年以後のアフーマティブ・アクションや BEE といった政策の実施過程において生じた問題に対する反応や、ANC 内部におけるアフリカ至上主義に対する批判として活発化した側面をもっている。あるカラード元活動家は、先に見てきたような ANC（政府）に対する失望とともに、カラードの権利運動に力を入れるようになった、という。つまり、ANC 政府が異なる政策運用を行っていけば、少なくとも現在のよう形ではカラードの権利運動を行わなかった、ということである。その一方で、カラードによるアイデンティティ・ポリティクスは、アフーマティブ・アクションや BEE に対して「カラードの周辺化が確認される」以前から、むしろ国連が後押しする世界各地の先住民運動に触発され、連携する形で展開してきた側面ももっている（Robins [2008]）。以下、1990 年代以降、その運動がどのように展開してきて、それがどのような流れで関連する主張——反 ANC 政府、反黒人至上主義、反アフーマティブ・アクション等の性質——と合流（あるいは並行）するに至ったのか、簡潔に整理したい。

近年のコイサン権利運動を分析したガーマン Garman は、その歴史的背景を次のように説明する。

「コイサンとは 20 世紀半ばになってはじめて用いられた人類学的な用語であり、それまでは「ブッシュマン」や「ホッテントット」と呼ばれていた人々を指している。それは狩猟民のサンと牧畜民のコイの意をあわせた混成語である。しかし、（注：土地の所有権回復な

ど政治社会的な権利を主張して) 彼らがカラード (あるいはグリクワやナマ) のカテゴリーをアパルトヘイトによる人種分類であるとして放棄し始めたのは、1990年代半ばになってからである。(…) こうした主張を代表するとする集団は多数あるが、いずれも、「市民的及び政治的権利に関する国際規約 International Covenant on Civil and Political Rights of 1996」と「独立国における原住民及び種族民に関する条約 International Labour Organisation Convention 169 of 1989」に依拠している。1995年と1996年には南アフリカのコイサン人たちは国連の会議に出席し、世界へ向けて立場を表明し、アフリカの先住民であると認めさせた」(Garman [2001: 41])。

同様にして、ベストン Besten はグリクワ人に焦点をあてた分析のなかで、「1994年までのグリクワは出自が混じったカテゴリーだと自認していたが、1994年以降はコイのルーツを強調するようになった」(Besten [2006: 264]) とし、その理由の一つとして、体制移行期の交渉からグリクワが外されていたことで、新体制の下では周辺に追いやられるのではないかという懸念が高まり、それを国際的な先住民運動を支持する言説が後押しした点を挙げている (Besten [2006: 266])。その見方は、新政府誕生後には、新たな民族・人種的な権力関係と、影響力を持つ白人とバンツ語系のアフリカ人多数派による自己利益の追求が、自分たちの運動を条件づけている、という見方に発展した (Besten [2006: 270])。権利の主張とあわせたアイデンティティの主張を行うことは、次のようなアイデンティファイの言説を採用するということである。

「かつては「ホッテントットを先祖にもつ (が先祖にいる)」という言い方をしていた人々が、いまでは「自分自身がホッテントットあるいはコイコイである」と言うようになっている」(Besten [2006: 266])。

コイサンの権利運動に参入するグループは多数あり、党派対立やリーダー同士のライバル視がみられ、コイサンという集合的アイデンティティを代表する組織はない²⁸が、グループ間に共通している主張は3点に集約されるとされる。それらは、①先住民としての認知、②憲法でグリクワ指導者の身分を認めること、③土地返還、である (Besten [2006: 269])。②については、伝統的指導者への給与支払いに関する法律 *Remuneration of Traditional Leaders Bill* によってリストアップされた民族カテゴリーの伝統的指導者が政府から給料が支払われる点に関するものである。1995年9月には、グリクワ、ナマ、サン各コミュニティの代表者20名が開発 *Constitutional Development* 大臣ロルフ・メイヤー *Roelf Meyer* に対して、バンツ語系アフリカ人と同様に、伝統的指導者の身分を認知してほしい旨陳情し、メイヤーは調査を指示したが、その結果は、暫定憲法が要求する「1994年以前に用いられていた土着法 *indigenous law* あるいは伝統」が認められない、というものだった (Besten

²⁸ カラードとカテゴライズされる400万人の人々のうち、70-80%はコイサンのルーツを持つのではないかと推測する活動家もいる。Zenzile Khoisan, *Eland Nuus* 副編集長、2011年8月、筆者によるインタビュー。

[2006: 274])。①と②は、それをてこにして土地問題に取り組んだり、国連の宣言を引き合いに出して南アフリカ政府に自分たちの権利を要求させるためにも重要だと考えられている (Besten [2006: 273])。先住民の権利要求は、たとえば北ケープ州の土地の所有権をめぐるデビアス社や英王室を相手取った訴訟を起こしたが、うまくいかなかった (Besten [2006: 271])。一方、リヒタースフェルト Richtersveld コミュニティは 2003 年 10 月、憲法裁判所において土地返還請求訴訟に勝訴し、2005 年には土地係争法廷 Land Claims Court にダイヤモンド鉱山の所有権を訴え出た。政府資本のダイヤモンド企業 Alexcor との調停により、2006 年 10 月、鉱山経営権および補償金 2 億ラント (24 億円 : 1 ラント = 12 円換算) と引き換えに、リヒタースフェルト側は訴えを取り下げた (Robins [2008])。近年では、特定植物の使用法に関する土着的知識・知的財産権を根拠に、南アフリカの代表的農産物のひとつであるルイボスティーや、ダイエット効果 (抽出物が空腹感を抑制する) が注目されるハーブであるフーディア Hoodia、その他マロア Maloa やブホー Boegoe (あるいはブチュ Buchu) 等の植物の使用法は先住民コイサンに属するものだ、という主張を展開するグループもある²⁹。そこでコミッションを請求する相手は、ファイザー Pfizer やグラクソクライン Glaxo Klein といった企業である。ANC 政府は 1990 年代後半にはグリクワあるいはコイサンの土地をしばしば返還したが、それは選挙のためだったとみなされ、また、その内容は当初の要求からは程遠いものにすぎなかった (Besten [2006: 278])。ポスト・アパルトヘイト期のコイサン・アイデンティティ・ポリティクスの特徴の一つとして指摘されるのが、その運動がつねに国際的な動向を参照しながら行われる点である (Besten [2006: 292])。たとえば、彼らはアフリカのその他の少数民族たちと連携することを試み、また、先住民文化の維持を主張する NGO 活動は国際的な資金を獲得する可能性が高まるため、「共感的な」白人専門家と協力することになる (Besten [2006: 292])。ナマクワランドの土地返還訴訟運動を分析したスティーブン・ロビンスは、上記の状況をさらに詳しく検討した。彼は、運動の過程で担われていったナマ人アイデンティティを、ナショナリズム分析の文脈に照らし合わせたうえで、脱時間的に世代間で共有されていた「原初的」アイデンティティと、アパルトヘイト政府という政治権力の側から「与えられた」(つまり偽の)アイデンティティのいずれも、当事者が主張し、体現するアイデンティティの実態にはそぐわないとした。そして、法廷という場において「本質主義的なゲームをしなければならない」否定的な状況のなかで、さらに当事者と NGO が相互作用する過程の産物としてアイデンティティが作り出されてきた点に注意を促している (Robins [2008: 34, 46])。

一方で、こうした活動が活発化する背景には、やはりアパルトヘイト後の政府によるアフーマティブ・アクション政策 (の運用) があるとされ、黒人たちと ANC 新政府からよそ者扱いされている感じる現状に対応していることが主張される。「混交した起源」とい

²⁹ Zenzile Khoisan, *Eland Nuus* 副編集長、2011 年 8 月、筆者によるインタビュー。

う発想は政治的・経済的な権利をもたらしてはくれず、結果として、コイサンの子孫という視点を強調させることになっている、と言われる (Besten [2006: 295, 307-309])。

2010年9月4日には、コイサンの権利を訴えるデモが組織され、ケープタウン中心部の議会やカンパニー・ガーデン周辺を練り歩いた。カラード運動家からは、コイサンのアイデンティティ・ポリティクスは、運動体の連携に問題があるといわれてきたが、このイベントをそのような弱点が改善されつつある兆候と考えたい、と説明された。

第5節 「国民形成の反動としてのゼノフォビア」理解

第3節と第4節で取り上げた状況を、「TRCを中心とした和解政策が引き起こしたものだ」とする理解がある。それは新生南アのネイション・ビルディングを目標とし、国民の間にナショナリズムを涵養・共有させようとした。結果として、南ア国民はアパルトヘイト時代の再解釈過程を通じて「われわれ」意識を共有することができたが、それはアパルトヘイト時代にアフリカ諸国から解放運動体が受けた支援や協力に注目することのない「国内に閉じた」活動だったため、そのナショナリズムの裏返しとして、排他的な振る舞いが活発化した、と論じられるのである。そのバリエーションを、以下に見ることができる。

「ゼノフォビアは、国民形成と人権に関する国家的な言説のヘゲモニーの直接的な帰結である」(Neocosmos [2010: 18])。

「ナショナリズムに関する政治分析として、ゼノフォビアの激化とナショナリズムの亢進には相関関係がある、とするものはたくさんある。(…) 脱人種主義化した単一の内的実体 *deracialised and homogenous internal entity* としての、新しい、統合された南アフリカ人アイデンティティを作りだそうとした結果、それが「自分たちとは異なる」外部の人間の脅威を構築することになった」(Valji [2003: 2])。

TRC に対する黒人の証言数が圧倒的に多かったことを考えれば、その「南アフリカ人」が国内的にも排外的な要素をはらんでいたと解釈する余地があるかもしれない。とはいえ、ポスト・アパルトヘイトの南アにこれが当てはまるのかどうか、判定するための実証的なデータは並置されていない。他方で、TRCに代表される国民和解政策と排他的なナショナリズムを結びつける形で議論が進められもする。

「TRCの役割は、共有された記憶の確立を通じた国民形成であった。それは第一に、公式の場における証言によって追求された。こうした証言が文書化され、最終報告書に統合されていった」(Valji [2003: 21])。

これは TRC が活動当初に目標として掲げていた公式表明をなぞるものだが、活動の進展を通じて、また活動終了後に、そのナショナリズム・プロジェクト (と仮にみなされるも

の) がどのように機能していたのかについては触れていない。この点に関して、TRC 期に南アでフィールドワークを行った人類学者リチャード・ウィルソン Richard Wilson の観察は、公式のイデオロギーないし建前と人々の受け止め方にギャップのある現実を示している。

「人々は人権侵害公聴会と補償手続きの場において、与えられた役割をプラグマティックに演じていた。けれども、TRC が訴えていた人権の価値観は必ずしも受け入れていなかった」(Wilson [2001:152])。

また、TRC によるナショナリズム・プロジェクトを、南アフリカ人すべてを被害者としてアイデンティファイする手法にもとづいていた、とみなす視点も提起されている。

「TRC の活動は、一握りの治安関係者である白人を非難するようなものだったので、多くの白人たちは受益者であったにもかかわらず、自分たちも被害者だったのだといえた。また、多くの黒人は証言をすることで被害者として自己を位置づけることができた。(…)このようにして TRC は南ア人皆を被害者として自己規定する機会を提供したが、そこからもれていたのが、国外の被害者だった。(注：こうした被害者の選別にまつわる排外主義的な姿勢がナショナル・アイデンティティを構築した)」(Valji [2003: 23-24])。

この点については、「TRC が南ア人すべてに対して被害者として自己規定する機会を提供した」という見立てを受け取るにしても、そこにおいて、「被害者同士がどのように相互認識していたか」という点で、同一のアイデンティティを共有できたとはいえない。たとえば、IJR が 2003 年から 2009 年まで毎年行った、南ア国民の和解度・統合度を推し量るために実施された意識調査の結果を見ると、南ア国民としてのアイデンティティが共有されているとはいいがたい。たとえば「他の人種グループの人々と交流することはない」と回答する割合は初回の 46% からほぼ変化していない。同様にして、2003 年に回答者の 38% が「他の人種グループに属する人々は信用できない」と答えた質問に対して、2009 年の結果は 39% である。ミサゴらによる意識調査データからは、2004 年と 2007 年の比較において、自分を南アフリカ人としてアイデンティファイする人々の割合は、アフリカ人として、また所属人種グループのメンバーとして、それぞれアイデンティファイする人々の割合と同様に、減少している。その調査では、言語および民族的帰属から自己を位置づける回答者の割合が増加している (Misago et al. [2009: 11])。こうしたデータからは、国民和解・国民統合を掲げた政策が、実際にナショナリズムを促進した、ゆえに排外主義が高まった、と捉える三段論法は実態にそぐわないのではないかと考えられる。

1. 「南アフリカ人対外国人」の対立図式が2008年5月の事件を生んだのか？

ゼノフォビア事件を、外国人に対する排外主義、あるいはポスト・アパルトヘイトの南アフリカで進められてきた国民和解あるいは国民統合政策の帰結とみなす議論に対しては、上記のような「ナショナリズムは進展していない」といった反論のほかにも、ゼノフォビア事件の特徴から疑義を唱える考察が提起されている。

「襲撃は少なくとも21名の南アフリカ人の犠牲をうんだ。南アフリカ人であっても民族的マイノリティである者に対して、出身の州に帰るよう要求する声が上がっていたことを考えると、内部／外部をめぐる民族と場所の関係性には、もっと複雑な要因が絡んでいるように思われる」(Monson [2010: 6-7])。

「事件に加わった者が外国人と南アフリカ人を、はっきりとした対比で認知していたと想定されるかもしれないが、事件の渦中に犠牲となった人々の3分の1が南アフリカ人だったという事実が、先の想定を裏切っている。そうした人々の幾人かは、(通常の南アフリカ人よりも明らかに黒かった、などの) 外見や、主要な南アフリカの言語を流暢に話せなかったという理由で外国人と誤認された。しかし当時、暴徒の怒りの感情は南アフリカの僻地(リンポポ州のさらに北部やムプマランガの低地エリアなど) 出身者に対しても向けられていた。そのことは、暴力が単に「非南アフリカ人」へ向けられていたのではなく、事件の生じた都市部において「部外者」と解釈された人々に対して行使されたことを示唆している」(Sharp [2008])。

同様の理解はウォービーらの分析にも見られる。襲撃事件のターゲットとなったのは外国人だが、加害者の側には単なる「内と外の二項対立図式」があるだけでなく、南アフリカ黒人内部に連なる序列意識も指摘されるのである。

「今では多くの南アフリカ人にとって、虹はタマネギに取って代わられた。最も外側の「皮」がソマリア、コンゴ、ジンバブエ人らのアフリカ人移民。その下にツォンガ、シャンガン、ヴェンダ、ペディといった人々で、政治的には周辺におかれ、国民的プロジェクトに対する忠誠が疑われる。襲撃の渦中にはズールー語の単語を発音させることで、彼らが南ア人かどうかテストされた。真正な中心部にはコーサとズールーが位置している」(Worby et al. [2008: 6])。

この序列意識は、次に述べるような、社会資源の配分に関する正しさ・適格者をめぐる優先順位の意識につながるのではないかと考えられる。

2. 有資格者・適格者

上記の視点が日常的に、しかも ANC 関係者のなかにも共有されている現実を思わせるエピソードを、デヴァン・ピレイ Devan Pillay は「うんざりしながら」報告している。

「ある日私は、元解放運動家の妻——彼女も運動家だった——に会った。彼女は、夫が買ってくれたというスポーツカーを指して、「自分はこれに値する存在なのだ」と悪びれずに強調した」(Pillay [2008: 97])。

解放の闘争の果実を受け取る「資格がある」という意識は、いうまでもなく「誰が」(例：黒人が、コーサが、元活動家が……) という見方とセットになっている。そして、その見方は、南アフリカ社会の、また別の場所でも指摘されるのである。

「エクルレニ Ekurhuleni のスクウォッター・キャンプに暮らすマラウィ人は、次のように言った。隣人の多くはズールー人で、そのほとんどは職がない。彼らが文句を言うには、大統領のムベキがコーサ人だから職がないのだと」(Steinberg [2008: 7])。

「(注：ゼノフォビクな) 緊張は、多くの場合、その土地で支配的なエスニック・グループの存在が引き起こしている。(…) テンビサ CPF の幹部らは、マデラクファ Madelakufa II 地区には部族主義 tribalism があり、「コーサの連中は、自分たちがショーを演出しているんだと感じているだろう」と言った。同様の緊張はイティレレンでも報告されており、そこで多数派のペディ人 Pedi はその地域は彼らに属している、彼らだけが本当のネイティブなのだ、と信じ込んでいるようだ、とのことである。(注：とはいえ、多数派が必ずしもアパルトヘイト時代からそこに居住していたというわけでもなく…) ピーターズバーグから来た人々は、この土地は彼らに属しているのだから、西ケープから来た自分たち(コーサ人)にケープタウンに帰れ、という。彼らは、ここがピーターズバーグではなくプレトリアであり、プレトリアは皆にとっての首都なのだ、ということをおぼえているようだ」(Misago et al. [2009: 37])。

このように、地元主義は、必ずしも歴史的な根拠があるわけでもない形で主張されることすらある。先にウォービイらの「虹はタマネギにとって代わった」という譬えを参照したが、「誰が本当のネイティブなのか」、「誰が正当な住民なのか」、それゆえ「誰が配分に与れる者なのか」という問いを芯に持つそのタマネギは、国政レベルからローカル・コミュニティでの勢力階梯のレベルにまで、適格者認定をめぐる政治の形で見出すことができるように思われる。

たとえば、スタインバーグは、ゼノフォビア事件の背景を説明するのに、「特定の権利、ないしは社会経済的資源へのアクセス可能性」(entitlements) と「政府の庇護(=政府関係者とのコネ)」(stage patronage) という二つのキーワードを用いている(Steinberg [2008])。そこでは、タウンシップの再開発を請け負う建設業者が ANC 関係者にピンハネされる事例や、2010 年ワールドカップに向けての事業はすべて ANC 関係者がコントロールしてい

た事例などともに、体制転換後の政府が——かつてのイギリス系白人やアフリカーナーの政府が行ったのとは異なり——市場の拡大へ向けた有効な手立てを打てないまま再配分政策を押し進めたことが、限られたパイの奪い合いを生み、entitlement を得るための state patronage をめぐる争いが生じるのだ、と議論される。現在の南アフリカ人にとって民主主義とは、政府関係者とのコネをめぐる奮闘・努力することを意味するようになっているのだ、と (Steinberg [2008: 9])。そこでは、南アフリカ人の多くが嫌がる (と指摘される) 低賃金労働に従事しつつも儉約することで物質的な余裕を手にしたアフリカ諸国からの移民や、政府の住宅供給計画の結果住居を手にした南アフリカ人が現金を得るために不法に転売する際の買い手となった外国人に対し、(再配分に与えていない) 南アフリカ人が「state patronage から外れており、entitlement の対象でない外国人が不当にパイを手に入れている」とみなし、暴力の行使を正当化するに至った、と分析されるのである。この分析では、序列階梯や適格者をめぐる思考は二重化されている。まず、外国人はそうした序列や適格者基準から外れている。にもかかわらず、序列や適格者基準に関する秩序を乱している (不当に入り込んでいいる)。だから、民主主義という名の「適格者認定をめぐる政治」を飛び越えて、非民主主義的な排斥行為に及んだ、ということになる。

3. 結論

第3節と第4節で取り上げた状況はどのように理解する必要があるのか。また、それは第5節の解釈とは異なるにせよ、和解政策と関連するものなのだろうか。

この問題に対して、本報告では、和解政策と並行して行われてきた社会経済的資源の再配分をめぐる政策に注目した。これはアパルトヘイト後の南アフリカにおいて、entitlement の問題としてしばしば指摘されること³⁰に関わっている (誰が本当のネイティブなのか、という問題がここに関わってくる (Misago et al. [2009: 37])。和解を掲げたTRCは、アパルトヘイト時の加害行為あるいは政治責任を、有罪宣告という形で扱うことを放棄し、関係者の説明責任にとどめる活動を行った。それは、犯罪の責任を補償・賠償という形で——経済的再配分を通じて——対処しなかったことを意味する。TRC活動のなかでは、アパルトヘイト期に、その政策の恩恵を被った白人層から「富裕税」を徴収し、補償の代替策にするという案も出されたが、実現しなかった。マフムド・マムダニは、「TRCは受益者の責任をプロセスに取り入れることができなかった」と批判した。しかし、アパルトヘイト後の南アフリカ政府は、経済的な問題を等閑視していたわけではなく、TRCとは別の回路で対処してきた。それが、アフーマティブ・アクションやBEEであり、また、「社会福祉や住宅供給の受益者——すなわち正しい南アフリカ市民——が誰か」という市民権

³⁰ Pillay [2008: 97], Gqola [2008: 218]。

citizenshipをめぐる論点（Misago et al. [2009: 16]）に関わる、移民政策であった。

言い換えれば次のようになる。紛争後南アフリカの和解政策は、紛争中の対立関係に関して「正義の所有者とそうでない者」の線引きを行わず、つまり、紛争後南アフリカにおける「正しい南アフリカ人」は誰か、という権利entitlementにかかわる問題は棚上げにした。

「紛争経済」の是正をもくろむ経済的なプログラムも伴わなかった。その一方で、社会経済的な資源の再配分は別の場所で進行しており、それは制度的（アファーマティブ・アクションやBEE）に、あるいはインフォーマルな形（メディアの報道傾向、政治家の差別発言、人々の日常的な振る舞い、あるいは各現場におけるBEEの偏向した運用等）で現実化した。entitlementされるのは「より黒い」「南アフリカ人」であり、「より黒くない南アフリカ人」や「より黒い外国人（と間違えられた／同一視される南アフリカ人を含む）」はそこから排除されたのである³¹。本報告では、こうした和解政策（「正当な南アフリカ人」は誰かを決定しない）のネガ（「正当な南アフリカ人」を画定する）が機能したことによって、外国人移民という「南アフリカ外部の他者」と、カラードに代表される「南アフリカ内部の他者」が作り出されたのではないかと考えた。これは和解政策から直接帰結する現象であるとはいえないが、和解政策から間接的に生じた動向であると理解することができる。和解政策は、社会経済的資源の再配分に関与せず、他方、その作業を担った別の政策的・社会的回路のほうが十分に——あるいは過剰に——機能した。いわば、和解政策の理念が十分に現実化しなかったがゆえに、社会統合に反する状況が生じたと考えるのであり、「和解政策が機能したため排他主義が生じた」わけではないと考える。

TRCのような和解政策を実施すれば社会統合が十分に図られるか、という問いに答えるには、その他の政治・社会・経済的要因を併せて考えねばならない。和解政策とは別のところで、資源再配分を伴う社会構成員の選別過程が進行している場合、上で見てきたように、少なくともその過程と和解政策のバランスによって、社会統合の帰趨が左右されるのではないかと、ということは言えるだろう。

参考文献

〈日本語文献〉

阿部利洋 [2003] 「社会的和解をめぐる相克——南アフリカ真実和解委員会活動後の課題——

³¹ entitlement の中心にいる人々は、南アフリカのほかの人種に対しては「Blacknessの本質主義」を採り、他方でアフリカ諸国からやってくる移民に対しては「Blacknessは放棄あるいは封印し、南アフリカの国益」を唱える。これは南ア黒人の言説におけるダブルスタンダードである。

- 」『アフリカレポート』37号 48-51 ページ。
- [2007]『紛争後社会と向き合う——南アフリカ真実和解委員会——』京都大学学術出版会。
- [2008]『真実委員会という選択——紛争後社会の再生のために——』岩波書店。
- 平野克己 [2009]『南アフリカの衝撃』日本経済新聞出版社。

〈外国語文献〉

- Adhikari, Mohamed [2005] *Not White Enough Not Black Enough: Racial identity in the South African Coloured Community*, Athens: Ohio University Press.
- Bekker, Simon, Ilse Eigelaar-Meets, Gary Eva and Caroline Poole [2008] “Xenophobia and Violence in South Africa: A Desktop Study of the Trends and a Scan of Explanations Offered”(http://www.simonbekker.com/index.php?option=com_content&view=article&id=7&Itemid=8).
- Besten, Michael P. [2006] “Transformation and Reconstitution of Khoe San Identities: AAS LE. Fleur I, Griqua Identities and Post apartheid Khoe San Revivalism (1894-2004),” PhD thesis, Leiden University, pp. 1-375.
http://www.griquas.com/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAE/FinalDownload/DownloDown-68CEEEEF26B1F0A0B519EB5605DD1869/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAB/griquaphd.pdf
- Bhorat, Haroon, Murray Leibbrandt, Muzi Maziya, Servaas van der Berg and Ingrid Woolard [2001] *Fighting Poverty: Labour Markets and Inequality in South Africa*, Claremont: Juta.
- Bhorat Haroon and Ravi Kanbur eds. [2006] *Poverty and Policy in Post-apartheid South Africa*, Cape Town: HSRC Press.
- Brookes, Mich and Timothy Hinks [2004] “The Racial Employment Gap in South Africa,” *South African Journal of Economics*, 72(3), pp. 573-580.
- Cargill, Jenny [2010] *Trick or Treat: Rethinking Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jacana Media.
- Cornelissen, Scarlett [2009] “Migration Regimes and the Politics of Difference in Contemporary Southern Arica,” *The Round Table*, 98, pp.347-360.
- [2012] “Our Struggles Are Bigger than the World Cup: Civic Activism, State-society Relations and the Socio-political Legacies of the 2010 FIFA World Cup,” *British Journal of Sociology*, forthcoming.
- Croucher, Sheila [1998] “South Africa's Illegal Aliens: Constructing National Boundaries in a Post-Apartheid State,” *Ethnic and Racial Studies*, 21(4), pp. 639-660.
- Crush, Jonathan and Vincent Williams [2001] “Making up the Numbers: Measuring “Illegal

- Immigration” to South Africa,” *Migration Policy Brief*, No. 3, Southern African Migration Project, pp.1-19.
(<http://www.queensu.ca/samp/sampresources/samppublications/policybriefs/brief3.pdf>)
- Ellis, Stephen [2006] “Migration in Post-Apartheid South Africa,” in Aurelia Wa Kabwe-Segatti and Loren Landau eds., *Migration in Post-Apartheid South Africa: Challenges and Questions to Policy-Makers*, Fonds d’analyse des sociétés politiques, pp. 27-32.
(http://www.fasopo.org/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAE/FinalDownload/DownloadDow-CB9AA5CCB5FDC80DC678A8184AE0D6D1/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAB/publications/migrations_1106.pdf)
- Garman, Anthea [2001] “Khoisan Revivalism: The Claims of Africa’s First Indigenous Peoples,” *Rhodes Journalism Review* 20, p41.
- Gqola, Pumla D., [2008] “Brutal Inheritances: Echoes, Negrophobia and Masculinist Violence,” in Shireen Hassim, Tawana Kupe and Eric Worby eds., *Go Home or Die Here: Violence, Xenophobia and the Reinvention of Difference in South Africa*, Johannesburg: WitsUniversity Press, pp.209-222.
- Harber, Anton [2008] “Two Newspapers, Two Nation?: The Media and the Xenophobic Violence,” in Shireen Hassim, Tawana Kupe and Eric Worby eds., *Go Home or Die Here: Violence, Xenophobia and the Reinvention of Difference in South Africa*, Johannesburg: WitsUniversity Press, pp.161-173.
- Harris, Bronwyn [2001] “A Foreign Experience: Violence, Crime and Xenophobia during South Africa's transition,” Centre for the Study of Violence and Reconciliation.
(<http://www.csvr.org.za/docs/racism/aforeignexperience.pdf>)
- [2004] “Arranging Prejudice: Exploring hate Crime in Post-Apartheid South Africa,” Centre for the Study of Violence and Reconciliation.
(<http://www.csvr.org.za/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAE/FinalDownload/DownloadId-81CE592D21949D02552276C2827E4F48/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAE/docs/racism/arrangingprejudice.pdf>)
- Haupt, Iriann [2010] “You can only claim your Yard and not a Country”: Exploring Context, Discourse and Practices of Cosmopolitanism amongst African Migrants in Johannesburg,” Dissertation for the degree of Doctor of Philosophy (PhD) in Forced Migration Studies, Graduate School for the Humanities and Social Sciences, University of the Witwatersrand.
- Hopson, Mark C. [2009] “The Shadow People: How the Xenophobic Attacks in South Africa Demonstrate the Nightmare of Internally Displaced People”
(<http://birdsongslaw.com/2009/02/02/the-shadow-people-how-the-xenophobic-attacks-in-south-afafri-demonstrate-the-nightmare-of-internally-displaced-people/>)

- Human Rights Watch [1998] “Prohibited Persons: Abuse of Undocumented Migrants, Asylum-Seekers, and Refugees in South Africa,” Human Rights Watch.
(<http://www.hrw.org/legacy/reports/reports98/sareport/>)
- Innes, Duncan [2007] “History and Structure of the South African Economy,” in Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland eds., *Visions of Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jakana Media, pp. 49-73.
- Jack, Vuyo [2007] “Unpacking the Different Waves of Black Economic Empowerment,” in Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland eds., *Visions of Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jakana Media, pp. 105-117.
- Kabwe-Segatti, Aurelia W. [2006] “Reforming South African Immigration in the Post-Apartheid Period (1990-2006): What It Means and What It Takes,” in Aurelia Wa Kabwe-Segatti and Loren Landau eds., *Migration in Post-Apartheid South Africa: Challenges and Questions to Policy-Makers*, Fonds d’analyse des sociétés politiques, pp.35-76.
(http://www.fasopo.org/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAE/FinalDownload/DownloadDow-CB9AA5CCB5FDC80DC678A8184AE0D6D1/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAB/publications/migrations_1106.pdf)
- Landau, Loren B., Aurelia Segatti and Jean P. Misago [2011] “Governing Migration and Urbanisation in South African Municipalities: Developing Approaches to Counter Poverty and Social Fragmentation,” South African Local Government Association (SALGA).
- Lester, Kevin [2007] “The Regulatory Framework of Black Economic Empowerment,” in Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland eds., *Visions of Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jakana Media, pp. 118-131.
- Luhabe, Wendy [2007] “The Moral Bases of a Stakeholder Society,” in Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland eds., *Visions of Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jakana Media, pp. 18-27.
- Mafuna, Eric [2007] “From Politics to Business,” in Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland eds., *Visions of Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jakana Media, pp. 31-37.
- Mawadza, Aquilina and Jonathan Crush [2010] “Metaphors of Migration: Zimbabwean Migrants in the South African Media,” in Jonathan Crush and Daniel Tevera eds., *Zimbabwe’s Exodus: Crisis, Migration, Survival*, Kingsoton/ Cape Town, Southern African Migration Programme, pp. 363-374.
- Misago, Jean P., Loren B. Landau and Tamlyn Monson [2009] “Towards Tolerance, Law and Dignity: Addressing Violence against Foreign Nationals in South Africa,” International Organization for Migration

- (http://www.observatori.org/paises/pais_77/documentos/violence_against_foreign_nationals.pdf)
- Monson, Tamlyn [2010] 'Sub-National Sovereignities?: Territory, Authority and Regulation in Three Sites of 'Xenophobic' Violence in South Africa,' Master Thesis, the Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Witwatersrand, pp.1-120.
- Monson, Tamlyn and Jean-Pierre Misago [2009] "Why History Has Repeated Itself: The Security Risks of Structural Xenophobia," *SA Crime Quarterly*, 29, pp.25-34.
- Neocosmos, Michael [2008] "The Politics of Fear and the Fear of Politics: Reflections on Xenophobic Violence in South Africa," *Journal of Asian and African Studies*, 43, pp.586-594.
- [2010] *From 'Foreign Natives' to 'Native Foreigners': Explaining Xenophobia in Post-Apartheid South Africa*, Dakar: Council for the Development of Social Science Research in Africa.
- Palmay, Ingrid [2002] "Refugees, Safety and Xenophobia in South African Cities: The Role of Local Government," Centre for the Study of Violence and Reconciliation (<http://www.csvr.org.za/docs/foreigners/refugeessafteyand.pdf>)
- Pickel, Birgit [1997] *Coloured Ethnicity and Identity: A Case Study in the Former Coloured Areas in the Western Cape/ South Africa*, Hamburg: Lit Verlag.
- Pillay, Devan [2008] "Relative Deprivation, Social Instability and Cultures of Entitlement," in Shireen Hassim, Tawana Kupe and Eric Worby eds., *Go Home or Die Here: Violence, Xenophobia and the Reinvention of Difference in South Africa*, Johannesburg: Wits University Press, pp.93-103.
- Robins, Steven L., [2008] *From Revolution to Rights in South Africa: Social Movements, NGOs and Popular Politics after Apartheid*, Suffolk: James Currey.
- Sachs, Albie [2007] "The Constitutional Principles Underpinning Black Economic Empowerment," in Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland eds., *Visions of Black Economic Empowerment*, Auckland Park: Jakana Media, pp. 9-17.
- Serumaga-Zake, P., D. Kotze and R. Madsen [2005] "A Descriptive Study of the Dynamics of Relative Poverty in the Western Cape Province of South Africa," *Development Southern Africa*, 22(1), pp. 143-160.
- Sharp, John [2008] "'Fortress SA': Xenophobic Violence in South Africa" *Anthropology Today*, 24(4), pp. 1-6
(http://137.215.9.22/bitstream/handle/2263/8469/Sharp_Fortress_2008.pdf?sequence=1)
- South African Government [2008] "Towards a Fifteen Year Review : Synthesis Report"
(<http://www.info.gov.za/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-212079305BAE/FinalDownload/DownloadId-95AFF56C49965564766D2FE9C0FFA1DE/F6DF99DD-BF3D-4741-9DA4-21207>)

- 9305BAE/view/DownloadFileAction?id=89475)
- Steinberg, Jonny [2008] "South Africa's Xenophobic Eruption," *ISS Paper*, 169, pp. 1-16
(<http://www.queensu.ca/samp/migrationresources/steinberg.pdf>).
- Struwig, Jaré, Ben Roberts and Yul Derek Davids [2011] "From Bonds to Bridges: Towards a Social Cohesion Barometer for South Africa," *HSRC Review*, 9(4), pp. 10-11.
(http://www.hsrc.ac.za/HSRC_Review_Article-287.phtml).
- Valji, Nhahla [2003] "Creating the Nation: The Rise of Violent Xenophobia in the New South Africa," Centre for the Study of Violence and Reconciliation
(<http://cormsa.org.za/wp-content/uploads/Research/Xeno/riseofviolent.pdf>)
- Van der Berg, Servaas and Megan Louw [2004] "Changing Patterns of South African Income Distribution: Towards Time Series Estimates of Distribution and Poverty," *South African Journal of Economics*, 72(3), pp. 546-572.
- Wilson, Richard, A. [2001] *The Politics of Truth and Reconciliation in South Africa: Legitimizing the Post-Apartheid State*, Cambridge: Cambridge University press.
- Worby, Eric, Shireen Hassim and Tawana Kupe [2008] "Facing the Other at the Gates of Democracy," in Shireen Hassim, Tawana Kupe and Eric Worby eds., *Go Home or Die Here: Violence, Xenophobia and the Reinvention of Difference in South Africa*, Johannesburg: WitsUniversity Press, pp.1-11.

資料

主なゼノフォビア事件：1994年12月-2008年4月 (Harris [2004: 15], Misago et al. [2008: 7-9], Valji [2003: 3-4])		
1994年12月 -1995年1月	ハウテン州アレクサ ンドラ	武装した若いギャングが外国人の所有する家・財産を破壊し、その地域から出て行くよう要求
1998年9月	ハウテン州ジョハネ スバーグ	「移民と難民は南アフリカの雇用不足と犯罪、エイズの問題を悪化させている」と非難するデモから戻ってきた参加者のグループが、セネガル人1名とモザンビーク人2名を、電車から放り投げる
2000年10月	ハウテン州 Zandspruit	南アフリカ人住民とジンバブエ人住民の間で乱闘。800名が避難。少なくとも112の家が破壊される。
2005年8月	フリーステイト州 Bothaville	ジンバブエ人およびソマリア人難民が殴打される
2005年12月	ハウテン州 Olievenhoutbosch	タウンシップのインフォーマル・セトルメントである Choba において、南アフリカ人からなる複数のグループが、アフリカ人移民を、住居・店・事務所等から追い出し、追いかけてまわす
2006年7月	西ケープ州ナイズナ	ナイズナ近郊のタウンシップで雑貨屋を経営するソマリア人たちが、当該地域から追い出され、少なくとも30店が損害をうける
2006年8月	西ケープ州ケープタ ウン	1ヶ月強のあいだに、ケープタウン郊外のタウンシップにおいて、20-30名のソマリア人が殺害される
2007年2月	東ケープ州 Motherwell	ソマリア人店舗経営者による、若い南アフリカ人1名に対する偶発的な発砲によって、24時間以内に100以上のソマリア人店舗が略奪される
2007年5月	ノースウエスト州 Ipelegeng タウンシ ップ	バングラディッシュ人、パキスタン人、ソマリア人、エチオピア人が所有する店舗が襲撃・略奪され、そのうちのいくつかは放火される
2007年9月	ムプマランガ州 Delmas	公共サービスに対する抗議デモから戻ってきた住民が、外国人の就業もしくは経営する41の店舗を襲撃・略奪した。1名が死亡、2名が重傷。40名の外国人がモスクや友人宅へ避難。
2007年10月	ハウテン州 Mooiplaas	ジンバブエ人家族と南アフリカ人家族の衝突が周囲を巻き込み、地域住民が移民コミュニティを襲撃、2名を殺害、18名が重傷を負った。111の店舗が略奪される。
2008年1月	東ケープ州ダンカ ン・ビレッジ	ソマリア人2名が彼らの店舗内で燃やされ死亡。警察は、犠牲者の所持品を持ち歩いていた7名を逮捕

2008年1月	東ケープ州ジェフリース・ベイ	ソマリア人店舗経営者1名が、強盗とおぼしき者を射殺した後、住民の集団がソマリア人店舗を複数襲い、多くのソマリア人が警察署に避難
2008年1月	ハウテン州 Soshanguve	外国人4名による店舗強盗の容疑をかけられた者が襲われ、また報復として外国人住民が攻撃された。外国人1名が焼き殺され、他に3名が殺害され、10名が重傷。60店舗が略奪の対象となる
2008年1月	クワズールー・ナタール州アルバート・パーク	コミュニティ集会において当該地域の外国人が話題になった際、参加者が「外国人は出て行ってほしい」と発言
2008年2月	ハウテン州 Landium	itireleng のインフォーマル・セトルメントでのコミュニティ集会で、何人かが住民らに対して「外国人を追い出すよう」あおる。その後暴力行為が発生し、外国人が所有する住居や店舗が放火され、略奪される
2008年2月	西ケープ州 Valhalla Park	住民らが、少なくとも5名のソマリア人店舗経営者を強制的に立ち退かせる。3ヶ月前の警告から3名が襲われ、負傷。
2008年2月	フリーステイト州クルーンスタット	ソマリア人店舗経営者1名が、酒に酔い盗みをはたらこうとした住民を實力で追い出したところ、住民らに襲われ、重傷を負った。地域の80店舗が略奪の対象に。警察は39名を逮捕した。
2008年3月	ハウテン州アタリッジビル	1週間続いた襲撃によって少なくとも7名が殺害される。犠牲者にはジンバブエ人、パキスタン人、ソマリア人とともに、外国人と間違われた南アフリカ人1名が含まれる。約150の住居と店舗が放火・破壊・略奪の対象となり、約500名が避難。
2008年3月	西ケープ州 Worcester	Zwelethemba インフォーマル・セトルメントの住民の一団が外国人の経営する店を襲い、破壊
2008年4月	ハウテン州マメロディ	アタリッジビルや Itireleng と同様のやり方で、マメロディの住民が1軒ずつ家を回り、外国人を襲い、店舗・住居に放火した。これもまた大規模に行われた暴力であり、多数の外国人が当該地域から追放された

2008年5月のゼノフォビア事件の経過 (Misago st al. [2008])	
5月11日	ジョハネスバーグ・アレクサンドラ：武装した一群が外国人の居住する住居を襲撃し、住人を立ち退かせた上で略奪。ジンバブエ人1名、南アフリカ人1名が殺害され、女性2名がレイプされる。60名がけが。
5月12日	ジョハネスバーグ・アレクサンドラ：56名がけが、1名死亡。女性2名のレイプ被害が報告される。27名が逮捕。住民が夕刻6時にLondon Roadを封鎖し、警察と衝突。アレクサンドラ警察署に約1000人が避難。
5月13日	ジョハネスバーグ・アレクサンドラ：10代の若者2名が射殺され、1名が刺される。数百名がExt 7地区の家を回り、外国人を追い出す。警察は投石され、拳銃を発砲される。逮捕者は66名に。
5月14日	ジョハネスバーグ・アレクサンドラ：群集が略奪品を燃やす。立ち退かせた家を地元の人間が占拠。London Roadで、警察と2000人の住民が衝突。
	ジョハネスバーグ・ディープスルート：約150名の群集が、外国人を入れないために、タウンシップの入り口を封鎖。
5月15日	ジョハネスバーグ・アレクサンドラ：散発的な暴力が発生。さらに5名が逮捕。
	ジョハネスバーグ・ディープスルート：ソマリア人・パキスタン人経営の店舗が略奪および破壊の対象に。住民と警察が衝突し、住民5名が重傷。13名が逮捕される。
	イーストランド・Olifantsfontein：外国人32名が襲撃され、所持品を盗まれる。
	イーストランド・テンビサ：男性1名が不法移民であると非難され、暴行されたうえ所持品を盗まれる。
5月16日	ジョハネスバーグ・アレクサンドラ：ふたたび住民が家々を回り、外国人を立ち退かせる。
	ジョハネスバーグ・ディープスルート：住民が移民の所持品を焼き払う。
	イーストランド・テンビサ：ホテル住民とその他の住民が、外国人の店を襲撃。
	イーストランド・トコザ：暴力と放火により、逮捕者6名。外国人50名が避難。
	イーストランド・クワテマ：インフォーマル・セトルメントの住民が、外国人の店を襲い、略奪。
	イーストランド・エムロテニとエマンドレニ：外国人が襲撃・略奪され、女性1名が集団レイプされる。
	ジョハネスバーグ・ソウェト：モザンビーク人1名が銃撃される。所持品は盗まれず。
	ケープタウン・ダーバンビル：ソマリア人店主1名が殺害され、その弟が負傷。
5月17日	ジョハネスバーグ・ディープスルート、イーストランド・トコザおよびエマンドレニ：襲撃が継続
	イーストランド・テンビサ：店舗や住居への攻撃により、1-3名が死亡。
	ジョハネスバーグ中心部・ジェッペスタウン：少なくとも1つの外国人経営店舗が投石される。

	1つの住居が投石および強盗の被害。
	イーストランド・カトレホン：2名が殺害され、18の住居が破壊される。29名が逮捕。
	ケープタウン・ストラッド：ソマリア人店舗経営者らが「立ち退き通告」を受ける。
	ダーバン・カトクレスト：複数のモザンビーク人が殴打され、持ち物を盗まれたうえで「故郷へ帰れ」と避難される。
5月18日	ジョハネスバーグ中心部・ジェッペスタウン：襲撃と略奪が横行。外国人らが「出て行け」と非難される。
	イーストランド・テンピサ：50の住居が焼かれ、男性4名が殺害される。逮捕者7名。
	ジョハネスバーグ・ヒルブロウ：路上の商売人が襲われる。
	ジョハネスバーグ・クリーブランド：2名が火をつけられ、3名が殴打され、死亡。50名が病院に搬送される。15の店が略奪され、車10台が燃やされる。300名がクリーブランド警察署に避難。
	イーストランド・カトレホン：Moleleki地区の外国人が、コミュニティ集会の後、立ち退きを要請される。
	イーストランド・ダベイトン：襲撃が始まる。
	イーストランド・Reiger Park およびラマポーサ：住居が襲撃され、少なくとも4名が殺害される。うち2名は明らかに火をつけられて死亡。
	イーストランド・アクトンビル：外国人と間違われた南アフリカ人1名が、家に放火され、死亡。
	ジョハネスバーグ・ソウェトのWhite City jabavu：群集が家を回り、略奪。
	イーストランド・マカウシ：住居が放火され、5名が殺害される。住民が、警察署に投石およびガソリン爆弾で攻撃。
	イーストランド・Dukathole：暴行が始まり、複数名が四肢切断のうえ燃やされたのが目撃される。
	ウエストランド・サンドスブルイト：群集が住居や店を襲い、警察署にレンガを投げる。
	ハウテン州・Kya Sands：外国人1名が、南アフリカ人の宝石店で盗みをはたらいたと非難された後、暴力行為が始まる
	ケープタウン・Du Noon：ソマリア人雑貨店主30名が「立ち退き通告」を受ける。
5月19日	ジョハネスバーグ・クリーブランド：6名の死亡が報告される。
	ウエストランド：さらに多くの群集が住居と雑貨屋を襲撃。
	イーストランド・ボクスバーグ：3名が暴行を受ける
	イーストランド・マカウシ：1名が死亡。
	イーストランド・ラマポーサ：少なくとも3名が殺害され、住居が破壊される。

	イーストランド・Dukathole：道路が封鎖され、車が破壊される。
	イーストランド・アクトンビル：外国人1名が射殺され、住民1名が焼き殺される。
	イーストランド・マラソン（インフォーマル・セトルメント）：群集が外国人を追い出し、住居に放火。
	イーストランド・イエルサレム（インフォーマル・セトルメント）：約500名の群集が店舗での略奪と警察署への放火を試みる。
	ウエストランド・カギソ：約1000名の群集が外国人襲撃を始める。
	ジョハネスバーグ・メイフェア：複数のソマリア人母子が、群集に脅迫される。
5月20日	イーストランド・テンピサ：警察が数百名の暴徒を排除し、7名が逮捕。
	イーストランド・ラマポーサ：2名が殺害される。
	イーストランド・ボクスバーグ（ジョー・スロボ・インフォーマル・セトルメント）：男性1名が殺害される。
	ハウテン州 Bophelong の Muvhango：外国人数百名が襲撃され、警察署に避難。
	イーストランド・ドウドゥザ：150名が警察署に避難。
	ウエストランド：チュドー・シャフト（インフォーマル・セトルメント）：重武装警察が暴動鎮圧に出動。
	ダーバン・ウンビロ：ホテル住民が、ナイジェリア人経営の居酒屋を襲い、強盗。
	ダーバン各所：住民が外国人商売人に立ち退きを迫り、タクシー乗り場で1名が暴行を受ける。
5月21日	ムプマランガ・レスリーおよび Embalenhle タウンシップ：外国人の店と住居が襲撃され、略奪される。
	イーストランド・ラマポーサ：4名が殺害される。
	ダーバン・ウンビロ：1名が射殺され、2名がけが。
	ハウテン州セボケン：外国人が同地域に避難を求めてきた際に、対立と略奪が発生。
	フリーステート州 Villiers：若者の一団がパキスタン人の店で略奪、22名が逮捕。
	ノースウエスト州マボパネ：外国人商売人が襲われる。
	ダーバン・Kenville：群集が、マラウィ人住居にガソリン爆弾で攻撃。15の南アフリカ人宅および3つのマラウィ人宅で強盗。
	ダーバン・ボトルブラッシュ（インフォーマル・セトルメント）：外国人が襲撃され、略奪の対象に。200-300の家族が警察署に避難。
5月22日	ノースウエスト州各所およびダーバン・Kenville で暴力行為が横行。
	リンボポ・Mohlaletsi：一団が外国人の住居を襲い、強盗。11名が逮捕。
	ケープタウン・Masiphumelele および Du Noon：外国人が投石を受け、ソマリア人経営の店が略奪される。12名がけが。
	ナイズナ・Witlokasi e：ソマリア人の店5軒が略奪のうえ、放火される。

	ハマナス・Zwelihle と Overhills : 襲撃による 250 名の外国人が家から追い出される。
	フリーステート州ナマハディ (フランクフォート近郊) : 外国人の店が略奪対象に。5 名が逮捕。
	ハウテン州 Ga-Rankuwa と Shoshanguve : Ga-Rankuwa で外国人に対し立ち退き通告。Shoshanguve で少なくとも 1 つの店が略奪のうえ放火される。
5 月 23 日	イーストランド・Malvern : 少なくとも 2 つの家が立ち退かせられる
	ケープタウン・Du Noon : 店への襲撃と略奪が続く。
	ストランド・Lwandle : 暴力行為が発生
	ケープタウン・カエリチャ/マルムスベリー/フィリピ/クイルスリバー/ミCHELSPREIN : 暴力行為と立ち退き行為が発生。
	ケープタウン・ニャンガ : 外国人の家が投石される。
	ランガ・オーシャンビュー : 外国人がコミュニティホールに避難すれば放火する、と住民が脅迫
	クワズールーナタール州・ウムラジ : マラウィ人 1 名が家の所持品を盗まれる。
	ダーバン・クワリーハイツ : 外国人 5 名が暴行を受け、けが。
	クワズールーナタール州・クワムサネ : モザンビークに戻る途中の一家族が発砲される。
5 月 24 日	反ゼノフォビアを訴えるデモが、Shoshanguve とアタリッジビルで報復の脅しを受けたため、キャンセル
	イーストランド・アクトンビル : 外国人と南アフリカ人の対立が続く。
	イーストランド・ラマポーサ : 家と車への放火が続く。
	ケープタウン・クラーイフォンテイン : 店が略奪・放火される。
	イースタンケープ州ジョージ : 襲撃が始まる。
5 月 25 日	イーストランド・テンビサ : madelakufa 地区で、群集が住居を破壊。41 名が逮捕。アイボリー・パーク付近で放火・略奪に加わったとして 25 名が逮捕。
	西ケープ州各地で散発的な暴力行為
	ダーバン各所で散発的な強盗行為
	クワズールー・ナタール州クワンデンゲジ : モザンビーク人 5 名が暴行を受け、所持品を盗まれる。
	ムベキ大統領が襲撃を非難する公式声明を発表
5 月 26 日	ラステンバーグ近郊 Phomolong で、暴力を扇動したとして 5 名を逮捕。
	安全保安省が、暴動は制圧されたと宣言。11 日以降、逮捕された容疑者が 1384 名、342 の店が略奪被害にあい、213 の店が焼き払われた。62 名が死亡したと報告され、そのうち 21 名は南アフリカ人。